



ならない、忘れるのできない出来事がありました。国民の金融行政への不信がピークに達する中で、年の初めには当時の大蔵省証券局の筆頭課長補佐が、三月には日本銀行の営業局証券課長が、それぞれ過剰接待の疑惑をかけられ、職を追われ、立件されました。このこととの関係はわかりませんけれども、この報道の渦中で、何人の方が亡くなられています。この前後の時期には、市中金融機関でもさまざまな事件が起きました。私自身も、日本銀行の営業局証券課の課員として、職場の家宅捜索を受け、手帳を押収されたり、返却時に特捜部にとりに行つたりという経験をし、客観的に当時のことを振り返ることが難しいのですが、しかし、そうした事実の積み重ねの上に立つて、現在の金融行政の枠組みが成り立つてきたことは忘れるわけにはいきません。

九八年の秋にできた二つの法律は時限立法で、あつたため、二〇〇〇年五月の預金保険法改正の際に、そのスキームに吸収されました。さらに、主なターゲットを地域金融機関とした金融組織再編促進特措法が二〇〇二年十二月に制定されています。ただし、同法の利用は、現在までにわずか一件、六十億円の資本増強にとどまっています。そのため、その改訂版として、今回議題となつている金融機能強化法案が金融庁より提出されたと理解しております。この間にも、昨年にはりそな銀行が過少資本に陥り、足利銀行が破綻しました。

このように、わずか十年にも満たない歩みを振り返つただけでも、日本の金融行政の歴史はまさに波乱万丈、過去の金融行政が時代の波に翻弄されてきたことがわかりります。

私は、そうした混乱の中につつても、九八年のある時期、ここにもいらっしゃる先輩方が、党派を超えて、本来あるべき金融再生スキームを模索し、一定の到達点に立たれたことを知つております。しかし、その後の展開は、残念ながら国民をがつかりさせるものでした。そのことは、国際金融マーケットの動きを見ても明らかです。

私たち民主党は、小泉さんがおっしゃるような金融危機は去ったという認識は持つております。そこが政府・与党と私たち民主党との根本的な違いであります。今なお、日本の金融とそれを取り巻く環境は、厳しい現状認識に基づく明確なプランと実行を求めて続いていると考えます。以上申し上げた歴史認識と厳しい現状認識に立ちまして、以下、具体的に今回の政府・与党提出案をチェックしてまいります。

まず最初の質問ですけれども、本法律案提出の背景について改めて伺いたいと思います。

まず最初に伺いたいのは、今回の公的資金注入の枠組みが最終的な政府からの御提案と受けとめてよいのかどうかという点でございます。年金制度改正について、法案審議前に年金一元化という法案に直接書かれていることを小泉首相が言及をされて、そのことによって、現在提出されていてよいのかどうかという点でございます。年金制度改正について、法案審議前に年金一元化というふうに示唆したと一般には受けとめられております。本法案については、そのような法整備が最終解決として御自身考えられていないということをみずから示唆したことには受けとめられております。本法案について、そのような無責任なことなく、仮に成立した場合、これで公的資金注入の最終的な枠組みが整うと考えてよろしいのでしょうか。竹中大臣、お願ひいたします。

○竹中國務大臣　ただいま津村委員から、これまでの金融行政を振り返りながら、その推移を見事に要約くださったというふうに私も思つております。

また、金融の環境は厳しいという認識、これは私たちも持つているわけであります。危機ではありませんですけれども健康体ではない、これは繰り返し申し上げている状況でありますので、そうした問題意識の中で今回の法案の提出に至つているという点をまず申し上げた上で、お尋ねの、年金法案との比較で、これが最終的なものかどうかというお尋ねでございます。

これは、ここは年金を議論する場ではもちろんございませんけれども、少なくとも、年金の場合には、給付と負担という基本を踏まえて、その上で

制度体系はきちっと議論していく、そういう段取りになっているわけでございます。この年金の議論の段取りと金融の問題というのを、これちょっとパラレルで比較することは難しいと思います。

ただ、いずれにしましても、我々は、既に制度体系を含めた全体のことを議論しているつもりでございますので、その意味では、二段階、三段階、議論というようなことを考へていてるわけでは特にございません。もちろん、その時々の状況に応じて政策を立案して、また運営していく必要がございますけれども、我々としては、基本的には、今、日本の金融全体がようやくよい方向に進みつつある中で、今回、今の時点でこのような枠組みを提出することによって、さらに金融の再生を本物にしていくことができるかと判断をしているわけをございます。

○津村委員 逆に、今回の法案が出るに至ったこれまでの経緯についても振り返りたいんですけどれども、前身の組織再編促進特措法を今回バージョンアップさせたような形になつてていると思うんですけど、仮に、健康体ではないとおっしゃいますけれども、危機に対する認識としては私たちと大分隔たりがあると思ってるんすけれども、前回特措法をつくった当時から今回ここに至るまでのバランスが、金融庁が想定しているよりも下振れていなといとすれば、新たに今回このスキームをつくる必要がどうしてあつたのか、なぜ前回の法律案のときにはここまで予見していなかつたのか、何か新しいことがこの間起きたんだとかということをお尋ねしたいと思います。

○竹中国務大臣 既に、新たな公的資金の枠組みについて考えたいということは、金融再生プログラムの当時から我々として問題提起をしておりました。したがって、今回の法案案というのが、何か變化でぱっと出てきたわけではありません。

公的資金の新たな枠組み、日本全体としてしつかりとバランスシートの調整を推し進めていかなければなりません。

いけない、しかし、その企業部門でのバランスシート調整の最後の集約というものは、やはりこれは銀行部門に来るわけでございます。そうしたことを踏まえながら、新たな公的資金の枠組みが必要であるということは、これは私の就任のとき以来、再生プログラムの中にも明記して、ずっと議論をしてきておりますので、委員のお尋ねの、その後何か状況の変化があつたかということに關しては、これは我々としては非常に時間をかけてしっかりと計画的にやつてあるということをございます。

もちろん、経済そのものに対してビビッドに対応していくかなければいけないという認識は持っております。現下の状況においては、経済全体がよい方向に全体として向かう中で、しかし、地域経済の再生、その効果の中小企業への浸透というのが大変大きな今日的な政策課題になつていてるという認識を持つております。

そうしたことを踏まえて、今回、この明るい兆しを地域経済、中小企業にも浸透させ、持続的な成長につなげていく。そのためには、地域経済の活性化に向けた改革、金融機関が一層のリスク対応能力を高めて、地域等における金融が十分な安心感を持って円滑に行われるよう、その環境整備に万全を尽くしたい、そのような政策判断に至つているわけでございます。

いずれにしましても、金融機関の資本の自力調達が必ずしも容易ではない中で、金融機能の強化に向けた枠組み、こうした金融機関のお取り組みに対しても公的な支援を行うということは大変必要なことであると思っておりますし、まさにそれが今回の法案提出の趣旨でございます。

○津村委員　國らずも大臣のお口からまさに金融再生プログラムのお話が出てまいりました。私の質問はまさにその部分にかかるんですけれども、二〇〇二年の十月に、竹中大臣の肝いりで、就任当初から取りまとめられたといいますか、主唱されました金融再生プログラムでしか

ども、当時の一般的な理解、あるいは今振り返つてその文言を見ても、金融再生プログラムというのは、どちらかというと主要行・大手行に焦点を当てて、ここに問題の核心があるということを非常に強くアピールされながら出てきたのかな、そういう理解をしております。

そのために、プログラムとしては二つのプログラムが出てくるわけであります。主要行について見てみると、金融再生プログラムに沿って、これは十六年度に不良債権比率を作成当時の半分程度に低下させる、そうした目標で不良債権処理を進め加速させる。地域金融機関については、リレーションシップバンкиングの機能強化に関するアクションプログラムをつくっておりますので、その中で、まず地域の企業を再生させる、地元の経済を再生させて、その中で銀行みずからも財務基盤を強化して不良債権問題を解決していく、そういう取り組みにしているわけでございます。

思います、必ずしも御説明いただけない大臣の認識の変化もあると思うんですが。今図らすも出てきた金融審議会のことで言いますと、私、報告書を読ませていただいたんですねが、金融分科会の第二部会、昨年の七月二十八日付で「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」という報告書をまとめられていると思います。今引用されたところもそういう議論があつたわけですが、もう一つ、私、報告書の中では出てきた表現で、これは実は非常に大きな議論かなと思った部分がありますので、一部引用させていただきます。

か、本法案の提出とも整合的に御説明いただければと思います。

○竹中國務大臣　津村委員におかれでは、御専門家として非常に詳細に報告書もお読みいただきまして、大変深い御指摘をいただいたと思っております。

基本的には、今回の法律は、金融機関が、現状の日本のデフレが続いているという状況等々、さらに地域経済での金融機能の強化が求められており、各金融機関が一層リスク対応力を高めて、より安心感のある金融を行っていくような環境をつくりたい、今回の法案はそのと

執行して御質問しますけれども、地域金融機関をターゲットにされている。そこにはやはり議論の断絶といいますか、竹中大臣が今明快におつしやられたほどには議論は連続していないんじゃないかなという印象は、これはどうもねぐえないと思います。

そうした印象があるために、先ほどの話に少し戻りますが、例えば、ペイオフ解禁への対応が一部の地域金融機関におくれていて、それを嫌って、それへの対応としてにわかに出てきたのではないが、あるいは当初想定されていた公的資金注入の枠組みをにわかに変更されたんじやないか、竹中大臣の御認識にはそこに断絶があるんじやないか、そのことが御質問の趣旨でございます。お答えください。

○竹中国務大臣　津村委員の御指摘は、我々の政策体系、政策のねらいそのものを少し明確にして、その中の位置づけをもっとと明確にしようと御示唆であろうかと思ひます。

非常に大きなところから申し上げますと、中長期的には、我々の金融行政の課題というのは、この金融システムを市場機能を中核とする金融システムに再構築していくことであるというふうに認識をしております。そうした中で、当面の課題としては、不良債権問題を解決して、構造改革を支えるより強固な金融システムを構築する、そういう認識にならうかと思ひます。

そうした中で、金融再生プログラムを受けて、金融審でこの公的資金の枠組みを議論したわけでありますけれども、その考え得る枠組みというのを金融審の中で報告いただいております。

この考え方得る枠組みを踏まえて制度設計されたりますけれども、この報告書の中において、「地域金融機関であっても、その金融機能が低下すると、地域によつては、地域経済に重大な支障を招く可能性があることから、公的に資本増強をサポートして金融機能の強化を図り、地域経済の下支えをする必要がある場合が考えられる。」そのように明確に記されているわけでございます。

それを踏まえて今回の立法に至つてはいるわけでございますけれども、いずれにしても、新たな金融制度においても、これは後ほどまた議論になるにとおつしゃいましたけれども、御承知のように、主要行についても、主要行と地域系金融機関との組織再編成も想定されないわけではありません。また、主要行自身も金融機能を担つていていることによる変わりはないということから、制度として資本参加の対象に含まれているところでございます。

全体の体系、経緯は、御質問に沿つて御説明申し上げると、以上申し上げたような点になろうかと思います。

○津村委員 今のお話を伺つても、もちろん金融審も経済も生き物ですからさまざまな変化もあると

「我が国金融機関の課題」と題するバラグラムの後段ですけれども、「自己資本比率規制については、近時、バーゼル銀行監督委員会は、新B I S規制案において、」すなわち、二〇〇三年四月に同委員会が取りまとめた自己資本比率に関する新しいバーゼル合意第三次市中協議案というものですけれども、この新B I S規制案におきまして、「所要自己資本を中小企業向け融資等について軽減する一方、不良債権について引当の状況により加重する案を提示している。また、新B I S規制案は、自己資本比率規制には景気変動を増幅させる性質があること等を踏まえ、金融機関自らが先を見た自己資本戦略を策定することを求めている。このため、規制上の自己資本の水準のみならず、各金融機関が事業展開上必要とする自己資本の水準（エコノミックキャピタル）を適切に評価することが重要と指摘している」こういう表現がござります。

うな趣旨なわけでございます。  
他方で、今御指摘のあった新B I S規制でござりますけれども、各金融機関に対して、みずから保を求めているというものになります。個別の今金融機関が自己資本の増強を図っていく中で、今回の公的制度の活用というのはいろいろな形で当面のことながらお考えになるわけでありますけれども、今回の制度というのは、新B I S規制の導入における金融機能の強化に向けた対応策であるとうふうに我々は位置づけております。  
委員のお尋ねは、まず、新B I S規制等々にしてどのように対応しているかというお尋ねがございますが、これは、国際的な金融を担う重要な国の一として日本が位置づけられているわけですから、国際的な議論に積極的に参加することの中で、確かに、今議論されていることに関しては、ますと、リスク特性というのをもう少しはつくりと議論しようではないかというのが今の新しい規制のベースになつておりますから、そうしたことにに関しては積極的に意見も申し上げるし、また参考をするというのが基本的な立場でございます。

二点目のお尋ねの、B I S規制との直接的な關係いかんということに関しては、これは、今申上げましたように、法律が出てくる背景とそもそも

思います、必ずしも御説明いただけない大臣の認識の変化もあると思うんですが。今図らずも出てきた金融審議会のことで言いますと、私、報告書を読ませていただいたんですねが、金融分科会の第二部会、昨年の七月二十八日付で「金融機関に対する公的資金制度のあり方にについて」という報告書をまとめられていると思います。今引用されたところもそういう議論があります。今引用されたところもそういう議論があります。わけですけれども、もう一つ、私、報告書の中では出てきた表現で、これは実は非常に大きな議論があなたがおっしゃるところもその一つでありますので、一部引用させていただきます。

「我が国金融機関の課題」と題するパラグラフの後段ですけれども、「自己資本比率規制については、近時、バーゼル銀行監督委員会は、新BIS規制案において、」すなわち、二〇〇三年四月に同委員会が取りまとめた自己資本比率に関する新しいバーゼル合意第三次市中協議案というものですけれども、この新BIS規制案におきまして、「所要自己資本を中小企業向け融資等について軽減する一方、不良債権について引当の状況により加重する案を提示している。また、新BIS規制案は、自己資本比率規制には景気変動を増幅させる性質があること等を踏まえ、金融機関自らが先を見た自己資本戦略を策定することを求めている。このため、規制上の自己資本の水準のみならず、各金融機関が事業展開上必要とする自己資本の水準（エコノミックキャピタル）を適切に評価することが重要と指摘している。」こういう表現がござります。

か、本法案の提出とも整合的に御説明いただければと思います。

○竹中國務大臣　津村委員におかれでは、御専門家として非常に詳細に報告書もお読みいただきまして、大変深い御指摘をいただいたと思つております。

基本的には、今回の法律は、金融機関が、現状の日本のデフレが続いているという状況等々、さらに地域経済での金融機能の強化が求められる状況を踏まえて、各金融機関が一層リスク対応力を高めて、より安心感のある金融を行つているような環境をつくりたい、今回の法案はそのような趣旨なわけでございます。

他方で、今御指摘のあつた新B I S規制でござりますけれども、各金融機関に対して、みずからリスク特性に照らした適切な自己資本水準の確保を求めていたというものになります。個別の今金融機関が自己資本の増強を図つていく中で、今回の公的制度の活用というのはいろいろな形で当面のことながらお考えになるわけでありますけれども、今回の制度というのは、新B I S規制の導入における金融機能の強化に向けた対応策であるというふうに我々は位置づけております。

委員のお尋ねは、まず、新B I S規制等々にしてどのように対応しているかというお尋ねがございますが、これは、国際的な金融を担う重要な国の一として日本が位置づけられているわけですから、国際的な議論に積極的に参加する必要がありますから、確かに、今議論されていることに関して云いますと、リスク特性というのをもう少しはつくりと議論しようではないかというのが今の新しい規制のベースになつておりますから、そうしたことにに関しては積極的に意見も申し上げるし、また参画をするというのが基本的な立場でございま



るというふうに御理解をいただきたいと思いま

す。  
もちろん、調達ができる、これはこういう制度を利用していくだけ必要はないと思います。これは、調達する側についても、市場から調達できるのであるならば、政府が条件をつけていろいろお金を出す場合に比べて経営の自由度は高まるわけですから、これは当然にそのようにしていくんだと思つております。

しかし一方で、なかなか市場では自力調達が難しいという現実が一つはある。しかし同時に、中小の金融機関に比べましたら、主要銀行というのは、当然のことながら、これまでの信用力等々を生かして、中小に比べれば資本増強ができる余地はある。そういうぎりぎりのところで、モラルハザードが生じないように、国民負担が大きくならないように、この制度の設計をしているわけでございます。

○津村委員 本当はこんなに繰り返してお尋ねする予定ではなかつたんですが、予定を変更してもう一回伺いますけれども、私がいまいだと言つたのは、最後のこの文章があいまいだということを言つただけで、この法律案とこの積算根拠の説明の間には、あいまいさではなくて非常にクリアな矛盾があると思うんですよ。主要行に使えると法案で言つていて、その予算の裏づけとしては主要行のことは一言もないわけですから、予算の裏づけがない法律案だと私は思うんですよ。私はこういう議論は余り経験がないものですから、こういう議論の先輩として竹中さん伺いたいのですが、予算の裏づけがない法案を審議するといふのですが、それはあり方として正しいんですか。

○竹中國務大臣 何度も申し上げておりますけれども、予算の裏づけというのと積算の根拠というの、これは少し違うと思います。

積算の根拠というのは、いずれにしても精緻な積み上げができる予算はございます。しかし、精緻な積み上げができる予算というのは、すべて

のものは、これは必ずカバーできないわけであります。したがつて、先ほどから何度も申し上げていますように、一定の仮定を置いて機械的に計算せざるを得ない性格のものであるということだと思います。

予算の裏づけがあるかというと、これは予算の裏づけはあるわけでございます。政府保証枠をとつていただいているから予算の裏づけはあります。しかし、その積算の場合の一つの根拠として、これは全部積み上げることはできませんから、まあ、これはケース・バイ・ケースだと思ひます。積み上げられるようなものもあると思ひます。

しかし、今回の場合、これはいずれにしても、地域銀行一割、信用金庫一・五割というのも、この性格上、仮定の機械的な計算になるわけありますので、ここは、繰り返し繰り返しで恐縮でありますけれども、政府保証枠の積算の根拠、積算というものの一つの限界の中で今回のような積算方法を示させていただいている。予算の裏づけは、これはあるわけでございます。この点を御理解いただきたいと思います。

○津村委員 積算根拠というものをそもそも出していただく理由というのは、そのようにお金には色がないということではなくて、あえて色をつけで説明をしていただいているものだと私は思うんですね。そもそも積算根拠をつくるという、金融庁の事務方の皆さんの努力というか、そういう作業をある意味で全否定されている御答弁だと思つます。積算根拠を今後出していただく意味がないですね。そうやって、お金に色はないんだから何にでも使えます、とりあえず金額だけは絶対値は多いですよという説明では。それはちょっとと不誠実過ぎるんじゃないかと思うんですけれども、予算の裏づけというのと積算の根拠というのは、これは少し違うと思います。

○竹中國務大臣 金融庁の事務方の努力を全否定しているとか、お金に色はないから云々とか、そういうことを申し上げているつもりはございません。

しかし、現実問題として、向こうからの申請に基づいて、先方からどのような申請が出てくるかわからぬ、その中の予算の申請が出てくるかわからぬ、その中の予算の保証枠の枠取りをしなければいけない。これは、政策的なニーズが現実としてあるわけでございます。財務省への要求に当たつて二兆円の一つの根拠を説明したもの

がこの積算であるわけでありますけれども、この執行に当たつては、この法律と二兆円という予算の保証枠に基づいて我々が当たつていかなければいけないということになります。

繰り返しになりますけれども、これは前回の組織再編特措法におきましても、これも主要行が排除されているわけではございませんですけれども、その中でも、今回と同様の形での政府保証枠の積算を行いまして、それで保証枠を認めていただいて、また法律の御審議もいただいたという緯がございます。

○津村委員 ほかの質問もさせていただきたいので、もう重ねて質問はしませんが、二兆円という、あるいはこの法律案自体の信頼性といいますか、それを損なわせる殘念な答弁だったと思います。同じ法案を通しておるとしても、もう少し誠実に御答弁いただいた方が日本の金融行政のためだと私は思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

○竹中國務大臣 公的資金の、話が大分かわるわけですね。そもそも積算根拠をつくるという、金融も、最近の報道によれば、この三月末までに約六千億円ですかね、過去の公的資金について返済が始まっているという報道といいますか事実があると思います。そのことについて、もちろん各行の

理的な部分と、それから、足元については株価の回復という追い風もあってこういつた動きが進んでいると一般に報道されていると思います。こうした動きを金融庁さんはどういうふうにお考えなんですかというのが私の質問の最後なんですけれども。

多少それについて意見に近いことを申し上げますと、金融庁さんとしては、多分、一般的なお答えとしては、これは預金保険機構がきちんと定められた指針にのつとつてそれを許しているんだから私たちとしてはそれでいいんじゃないですか、そういうようなお答えが想定されるんですけども、しかし、マーケットといいますか、青目、黒目含めた、海外の方も含めたマーケット一般にはどう受けとめられるかというと、これは、金融庁は公的資金返済を是認しているというか、知らないでは済まされない、やっぱりこれは是認しているというメッセージになつていてると思うんですね。それが、マーケットがどう見ているかを意識する大手行からすれば、金融庁が是認している環境の中で、あそこだけ返済した、何かうちだけおくれているのはちょっと格好が悪いということでお返済ラッシュといいますか、次はうちもそろそろ公的資金を返しておかなないと、大手行の競争の中で、何かうちだけまだ体質が悪いよう思われるのではなく意だと。そういう返済ラッシュが、今度は大手行の中で、株価が比較的の上昇していることを背景に過当なというか実際の体力以上にそういう動きが出てくることが私は心配だと思っています。

一方で、今回は大手行も含むとおつしやいますけれども、どうもそういう説明にはなつていては思ひませんが、いずれにせよ、今回の法案でめというのが各行の一般的な説明でして、それに対してマスコミ等は、金融庁が昨年八月に公的資金受け入れ金融機関に対する業務改善命令を、かなり厳格に、収益の三割ルールの厳格運用というような形で出された、このことに對する戸惑いとなりました。今回、この公的資金返済ラッシュが起り始め

ている、先のことまで言わないにしても、既に四行が公的資金の返済を済ませてることを金融庁としてどう評価するのか、是認しているというマーケットの評価をそれでよいとするのか、御説明ください。

○竹中國務大臣 委員は返済ラッシュというお言葉を使われましたけれども、本当に返済ラッシュと言えるような状況になつてはいるのか、その状況がまた来るのかというものは、ちょっと私自身はまだよくわかりません。ただ、いずれにしても、金利がステップアップしていくまでの、財務戦略、上も高い金利のものは返せるところは返したい、これは財務戦略としては当然にあり得ることなどというふうに思っております。

委員のお尋ねは、そうした一方で新たな公的資金の注入の枠組みを持つということは、外から見るとちよつとわかりにくいのではないかと指摘だと思いますが、これは、まさにそこはケース・バイ・ケースなのだと思思います。既に、御承知のよう、公的資金を完済したところもあるわけでございます。公的資金を完済したところもあれば、新たに公的資金を必要としているところもある、これがある意味では今の日本の金融の実態であろうかとも思います。

この公的資金を返済する場合は、これはかつての金融再生委員会での一つの取り決めがありまして、これは先ほど津村委員が引用されたのかもしれませんけれども、政策的な観点から自己資本を返しても大丈夫だというような——済みません、預金保険機構が十二年に決めたものがありまして、銀行経営の健全性を損なわないこと、国民負担を回避すること、金融システムの安定性を損なわないこと、そういう条件が満たされている場合に返済が認められるわけであります。

一方で、今回の枠組みというのは、逆に今度は新たなリスク対応をとるために、地域の金融の安心感をさらに高めるために、自己資本を増強したりといふところもあり得る。ここは金融機関それぞれありますから、ケース・バイ・ケースでや

はり判断をしなければいけない問題だと思います。

冒頭で申し上げましたように、今のところ、單なる横並びで隣が返したからうちも返そうかとか、必ずしもそういう状況ではない。それなりのいうふうに思つております。

○津村委員 横並び意識というのは、一般に悪いこととして今まで言われてゐる面がありますが、マーケットに対し、競争する中で、ほかよりもうちは悪くない、むしろいいということをアピールしたいのは当然なわけで、それは金融庁さんがどう考えるかの問題じやないんですね。ほかのマーケット参加者がそういう評価を始めた途端に、つまり、公的資金を完済しているところとそうでないところを、完済しているからこっちの方がいいんじやないか、例えば格付機関がそっちをよくしたりなんかすると、こっちも負けていられないとなるのは、それは、当然そうあるべきですしそうなるわけですよね。そういうマーケットの実態に即したお答えに今の御答弁はなつてゐるでしようか。

○竹中國務大臣 基本的には、私が申し上げたことと今委員がおつしやつたことは矛盾はないといふふうに思います。マーケットの動向をきっちり踏まえてという趣旨で私たちも考えておりま

す。

○津村委員 今回の法案の趣旨といいますか御説明の流れと多少私はニュアンスが違うような気がしてならないんですが、次の質問に移ります。

短く御質問します。

ペイオフの全面解禁の問題ですか御説明の中で日本の金融行政の国際的な信頼度を下げる一つの大きな理由になつたのが、このペイオフ全面解禁の相次ぐ延期、先延ばしだったと思います。今回についてはそういうことはないと考えてよろしいでしようか。大臣、お願いします。

○竹中國務大臣 御指摘のように、ペイオフといふのは、健全な競争環境のもとで預金者が銀行を選択して、そうした健全なプレッシャーの中で銀行経営が行われるというものでありますから、これは必要なものだと思います。日本もかつてそのような状況にございました。

それをしかし実現するためにはどうするか。やうちはこのようにして、うちはまだ待ちたか、必ずしもそういう状況ではない。それなりのいうふうに思つたら、それは幾ら別だ別だと言つたって、受けとめ側がどう思うかがマーケットの信認という意味では重要ですから、ぜひマーケット参加者を納得させるような表現で、ここはお時間がもう少しさりますので、言葉足らずでなく、きちんと御説明いただきたいと思います。

○伊藤副大臣 今、委員から受けとめ側の問題が非常に重要なだという御指摘がございました。「金融ビジネス」の場合には非常に限られた時間の中でのインタビュードございましたので、その中で、ペイオフに関連して今回の新たな公的資金制度というものを提案したんじやないか、こういう御質問でありましたから、そういうことではないと。

ペイオフについては、今大臣が答弁をされましたが、そこは金融システムの安定ということを実現していくかなければいけないわけですし、また、この新たな公的資金制度を国会の皆様方に御審議をお願いしておりますのは、先ほどから大臣もお話をさせていただいているように、現在の経済の状況の中で、やはり地域経済を活性化していくとともに、私どもは金融システムの安定ということも実現していくかなければならないわけですね。

債務超過の金融機関であつても、粉飾決算をさせて、自主的というフレイクションのことで資本注入をさせて破綻を回避することが、しかもペイオフ解禁以後も可能になるという枠組みが、解釈の問題はあるとしても、枠組みとしてありますので、これは、意地悪などいいますか日本の金融行政を基本的に信頼していない海外の青目の人たちのマーケット参加者からすれば、信頼を損ねる理由になつてしまふんじやないか、そういう口実を与えてしまうのじやないかということを恐れているわけです。

ただ、その場合に、伊藤副大臣、「金融ビジネス」の四月号だと思いますが、非常に短いものですが恐らく言葉足らずだった部分もあつたかも知れませんが、今回の制度、その辺はどうですかという質問に対しても、いや、ペイオフの問題と今回の法律案の問題は別問題ですよというふうに非常に明快にお答えになつています。

しかし、私は、それは見え方の問題で、金融庁さんから見て別問題であつても、受けとめ側が同じ問題だと思ったら、それは幾ら別だ別だと言つたって、受けとめ側がどう思うかがマーケットの信認という意味では重要ですから、ぜひマーケット参加者を納得させるような表現で、ここはお時間がもう少しさりますので、言葉足らずでなく、きちんと御説明いただきたいと思います。

○伊藤副大臣 今、委員から受けとめ側の問題が非常に重要なだという御指摘がございました。「金融ビジネス」の場合には非常に限られた時間の中でのインタビュードございましたので、その中で、ペイオフに関連して今回の新たな公的資金制度というものを提案したんじやないか、こういう御質問でありましたから、そういうことではないと。

ペイオフについては、今大臣が答弁をされましたが、そこは金融システムの安定ということを実現していくかなければならないわけですね。

この新たな公的資金制度を国会の皆様方に御審議をお願いしておりますのは、先ほどから大臣もお話をさせていただいているように、現在の経済の状況の中で、やはり地域経済を活性化していくとともに、私どもは金融システムの安定ということも実現していくかなければならないわけですね。

この新たな公的資金制度を提案したんじやないか、こういう御質問でありましたから、そういうことではないと。

ペイオフについては、今大臣が答弁をされましたが、そこは金融システムの安定ということを実現していくかなければならないわけですね。

この新たな公的資金制度を国会の皆様方に御審議をお願いしておりますのは、先ほどから大臣もお話をさせていただいているように、現在の経済の状況の中で、やはり地域経済を活性化していくとともに、私どもは金融システムの安定ということも実現していくかなければならないわけですね。

このことは国民経済全体にとってプラスになると、そういう視点から今回の法律というものを提案させていただいたところでござります。

○津村委員 余り時間がありませんので、次の質問をさせていただきます。

今回、私たちは、本会議での答弁でも触れましたけれども、中小企業向け貸し出しについての数値目標がないということを問題にしております。

前回、早期健全化法においては、第五条一項四号において、資金の貸し付けその他信用供与の円滑化のための方策について計画の提出を求めるというようなことを法定されていると思うんですけど

れども、今回、そつしたことが経営強化の計画の提出を求めるという形でトーンダウンしている感じがあるんですけども、これは前回失敗したことですか。

○伊藤副大臣 この点につきましては、私どもいたしましても、中小企業貸し出しというものが多くの金融機関にとってコアの収益源になつていく、したがって、国が資本参加をしていく以上は、中小企業を中心として資金仲介機能を強化していく、高めていくということは極めて重要なことですね。

このため、新たな公的資金制度においては、国の資本参加に当たって、信用供与の円滑化等、地域経済の活性化に資する方策を盛り込んだ計画といふものを提出いただきたい、こういうことを求めているわけでありまして、こうした地域経済の活性化というのは、ある意味では多面的な取り組みといふものが大変重要であります。

一律の目標を課すのではなくて、活性化の方策といふもの、この進捗状況が外部から評価できるような指標を計画に盛り込んでいく、このことを求める、こうしたところでございまして、そうした指標としては、例えば中小企業あるいは地元の企業に対する信用供与の総資産に対する割合が考えられるところでございまして、また、その他の指標も組み合わせて、その実績というものを情報公開し、公表して、パブリックプレッシャーのもとで取り組みを促すところといたしているところでございます。

○津村委員 最後の質問とさせていただきます。

これは、お詳しい方などなたでも結構です、お答えいただきたいんですが、数字の御質問です。金

融監督庁の発足時と現在の検査官の定員がそれ

ぞれ何人であるのか。それからもう一つは、現

在、日本銀行検査局と金融庁検査局の間で人事交

流があるのか、過去においてはどうであるのか、これをお尋ねしたいと思います。

○伊藤副大臣 前半のところをまずお答えさせていただきます。

金融監督庁が発足しましたのは平成十年の六月

でございますので、平成十年度末の検査部の定員は百六十四名ございました。そして、平成十六

年度末における金融庁検査局の定員は四百七十八名でございます。

人事交流の点につきましては、検査部門につい

ての人事交流はないということになります。

○津村委員 最後に私の意見を簡単に述べて終わ

りますが、私たちは、緊急一斉検査を半年でやつ

て、とにかくこのタイミングで金融危機に対する

国際的な疑念といいますか、そうした不信感を払拭しようということで、私たちの金融再生ファイナルプランにそういうことを盛り込んでおりま

す。

ただいまのお話で、金融監督庁発足時と比べて約三倍に検査官の方がふえているというお話を

あります。が、当時、私の記憶では、十年六月から

約一年間をかけて、主要行から順番に一斉検査と

いうことで、金融庁と日銀が連携して非常にス

ピードで、約一年ほどはかかるかと思います。けれども、金融一斉検査を行つたという事実があると思います。

私は、その後検査官の数が三倍にふえていることや、当時も日銀とタイアップして一斉検査をされていたはずですから、人事交流を含めてノウハウの蓄積をぜひ進めていたので、当時、情報交換もしながら一緒にやつてあるわけですからね、そういうことを進めていただきながらノウハウを蓄積して、蓄積というか既にあるはずなんですが、けれども、そういう努力をしていただければ、

金融検査というのはよりスピードで、そして悉皆的というか、一斉検査が、半年以内どころか、もっと早くとも言いませんけれども、しっかりとできるんじゃないか、ぜひそういう努力をされたいと思います。

同僚の津村議員が今先立つて質問をさせていた

だきましたこの金融機能強化法案についての質疑、私も早速始めさせていただきますが、まず冒頭、私が自身の用意をさせていただいている質疑に入る前に、今津村議員が指摘されましたこの金融機能強化法案における政府保証枠二兆円の積算、これについて大臣の明確な御答弁をいただいていないということで、私再度お尋ねをしなければならないと思つております。大変重要な問題であります。大臣は、しっかりと津村議員に答える、そして私たちこの財務金融委員会の委員の皆さんにお答えするという意を持って発言をいただきたいたいと思います。

先ほどのお話の中で、お二人の議論の中で、この二兆円の保証枠の積算根拠についてということ

で、金融庁御提出の資料の中にも、主要行について

という記載があるにもかかわらず、私たちに御提

示をいただいた、同じく金融庁からの積算根拠、これにつきましては、地方の地銀あるいは信金、信組、こういったところの合併を前提とした積算であるということを御提示いただいています。こ

の矛盾したことについて、単なる積算の結果だ、計算結果だと先ほど強弁されておられましたが、再度問い合わせます。これについて大臣、どのようにお考えなんですか。

○竹中國務大臣 政府保証枠の積算というのはそ

れもそもそもどういうものなのかということだと思います。

これは、いろいろな積算の場合があります。

予算でござりますから、これはしつかりと事実

を、ファクトを積み上げていく場合もあります。

しかし、マクロ的な関連指標をもとにして、それを一種の代理変数のような形でそこから推計をしなければいけないものもございます。

今回の場合、その前の組織再編特措法の場合と同様に、これは主として地域の金融機関を念頭に置いたものである。もちろんこれは主要行を排除しているわけではありませんけれども、主として地域金融機関を念頭に置いたものであるというこ

とから、地域銀行については一割、信用金庫については一・五割ということで、その枠の積算を仮定をして機械的にさせていただいたものでござります。

保証枠等々の積算というものは、その性格によりますけれども、今回の場合はやはりこの

ような方法によらざるを得ないものであるといふように思つております。

○馬淵委員 今お話にありました説明は、地銀並びに信金、信組ということであります。しかしながら、こうした積算根拠をもとにつけた法案の説明資料においては、主要行も含む、こう説明をされておられます。

そして、大臣みずからは、これは九日の午前の開議後の記者会見です。この保証枠二兆円をめぐつての地方銀行などの経営不安が指摘されてい

る、これらに対し、報道は承知しているが、足利銀行を除くすべての金融機関は安全性基準を満たしている、このように強調され、そしてさらに、保証枠は機械的に積算したもの、風評リスクなどには慎重な立場での行動をお願いする、こう述べられています。

このようにおっしゃつて、この大臣の御発言を聞きれば、であるならば、そもそもこの金融強化法案というものが当面全く必要でないというこ

となりはしませんですか。

○竹中國務大臣 その点は馬淵委員にぜひ御理解を賜りたいと思います。繰り返し申し上げている

ように、健全性の基準、これは、国際行は8%、

それと国内行は4%、健全性の基準は満たしてお

ります。しかし、デフレが続いている、さらに、地域

平成十六年四月十三日

経済を活性化させたいという政策的ニーズがあつて、そのような中で一層のリスク対応力をやはりついていた大いに金融機能を強化するということが必要になつてゐるわけあります。

これは、もう二年前から申し上げて、危篤状況、危険な状況ではないけれども、やはり完全な健康体ではない、そういう状況を想定して、頑張つて健全に、金融機能を強化したい。したがつて、安全性、健全性の基準は満たしているけれども、現下の経済状況と政策ニーズを勘案して、経営改革を進めて、さらに金融機能の強化をして、一層の地域の金融の安心感をもたらしてくれるようなどころに対しては国も資本参加しようではないか。その意味では矛盾するものではないというふうに我々は考えております。金融機能の強化、健全性は満たしているけれども、さらなるリスクテークの力をとつていくような状況をつくつていきたく、そういう政策的な一つの考え方についての御理解を賜りたいと思います。

○馬淵委員 金融機能の強化のために必要だといふお話をますが、ここについては、私は、後ほどのみずから質問の中であつて確認をさせていただきたいと思うんですが、大臣が、こうして、機械的な計算をしているがと認められながら、その機械的な計算の根拠として地銀並びに信金、信組しか挙げられていない、にもかかわらず、主要行も前提となつてゐるというこの説明について、これは一致しない。一致しないものを、役所が私たち委員、つまり国民に示してはいるということになりはしませんですか。この一致しないことを提示しているということについて再度お伺いします。そして、このことについて納得できる説明をいただけなければ、私たち説明を受けた内容が違つて、きつちりと積み上げられるものと必ずしもそうではないものがあると思ひます。

○竹中國務大臣 何度も申し上げておりますが、事の性格上、きつちりと積み上げられるものと必ずしもそうではないものがあると思ひます。今回の措置は、今の地域経済の活性化をさらに

進めたいという政策ニーズに応じて、主として地域金融機関を念頭に置いたものでございます。それはいうものの、もちろん主要行を排除するものが必要になつてゐるわけあります。

これは、やはり前回も今回も、主として地域金融機関を対象にしたものであるということで、使して、地域金融機関を中心としたもので

あるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。○馬淵委員 今のお話は非常に理解しがたいんですね。というのは、機械的に計算するために、主要行を排除するものではないとおっしゃつて、いるが、例えればそれまでに行われた保証枠、十五兆円、こうした規模で行われているわけです。そして、それはあくまで、主要行を前提とした場合にこうした大きな保証枠の設定がなされている。今回は、地域の金融機関、地域の経済の活性化のために一兆円だということで、私たちへの説明も、

地銀、信金、信組での合併を前提とした積算根拠だと示された。にもかかわらず、主要行を排除しないとするならば、もつともっと違つた予算措置、保証枠の設定を考慮に入るべきではなかつたんですか。

な形で我々はこの積算を行つたという経緯がござります。

この点は、やはり前回も今回も、主として地域金融機関を対象にしたものであるということで、

その主とした項目に焦点を当てて一定の仮定を置いて、前提して、機械計算をする。これはやはり一つの技術論ということではありますけれども、その保証枠の積算としてはやむを得ないものであるという点を、何度も申し上げますが、御理解をいただきたいと思ひます。

○馬淵委員 主要行という名を出すわけにいかない、そして、これは積算の根拠のために地域の金融機関だけにしたんだということの説明に、私自身、多くの同僚議員も含め、納得がいくものではない、このように思ひますが、これにつきまして、再度、同僚の議員の方から大臣の方へ確認をさせていただくことになるかと思ひます。

私は、今回の金融機能強化法案について、ま

たい。

まず最初に、再編法の評価についてお尋ねをし

ます。

先ほど申し上げたように、六十億を利用した、

域金融機関を念頭に置いたものでございます。そ

うはざいません。その中で、可能な情報量を駆

け出し、地域金融機関を中心としたもので

あるというふうに御理解をいただきたいと思ひま

す。

域金融機関を念頭に置いたものでございます。そ

うはざいません。その中で、可能な情報量を駆

け出し、地域金融機関を中心としたもので

このうち、御指摘のように、資本増強の部分、これは極端な話をしますと、自己資本比率が同じところだと、同じところ同士が合併しますと、これは、埋め合わせる資本増強というの生きじないわけでござりますけれども、そういった埋め合わせの部分についての利用事例は御指摘のとおり一件でございます。

しかし、手続の簡素化措置については、実はこれは非常に利用がされております。また、預金保険の限度額に係る特例も、預金分散の懸念の払拭に貢献をしているというふうに考えております。例えば、この手続に関して、債権者の異議催告に対する特例をしたのは十五件ございます。また、預金保険の限度に係る経過措置を利用したのが二十三件ございます。そういう意味では、この特措法といふのは、実はかなり活発に利用していただいているという評価も可能なではないかと思っております。

これは、やはり合併といふのは非常に重要な経営判断でござりますし、時間もかかるものだと思っております。そうした中では、スタートとしては、先ほど申し上げましたような制度の簡素化、手続の簡素化等々の面で比較的御利用をいただいているという状況ではないかというふうに考えております。

○馬淵委員 比較的利用されている、手続の簡素化によって利用されたというふうな御評価をかもしれません、しかし、資本注入の部分においては、先ほど申し上げたように一件である。そして、今回のこの金融機能強化法案では、まさに資本注入を行っていくその法案を御用意されているわけであります。

再編法の場合には、健全行同士であり、そして高い自己資本比率に合わせるといったところから、両者、両行ともに自己資本比率がある程度接続しているものについては、自己資本、そこでの資金注入というものが十分でないといったところから今回の金融機能強化法案が生まれた、このよう考へられるわけであります、予防注入とい

うものを目的としている今回のこの金融機能強化法案の中で、公的資金を注入して、そうすればそれが極端な話をしますと、自己資本比率が同じところだと、同じところ同士が合併しますと、これは、埋め合わせる資本増強というの生きじないわけでござりますけれども、そういった埋め合わせの部分についての利用事例は御指摘のとおり一件でございます。

しかし、手続の簡素化措置については、実はこれは非常に利用がされております。また、預金保険の限度額に係る特例も、預金分散の懸念の払拭に貢献をしているというふうに考えております。例えば、この手続に関して、債権者の異議催告に対する特例をしたのは十五件ございます。また、預金保険の限度に係る経過措置を利用したのが二十三件ございます。そういう意味では、この特措法といふのは、実はかなり活発に利用していただいているという評価も可能なではないかと思っております。

これは、やはり合併といふのは非常に重要な経営判断でござりますし、時間もかかるものだと思っております。そうした中では、スタートとしては、先ほど申し上げましたような制度の簡素化、手続の簡素化等々の面で比較的御利用をいただいているという状況ではないかというふうに考えております。

○竹中國務大臣 まず、趣旨としては、自己資本を充実することによってリスクテーク力等々で金融機能が強化される一つの条件が整うわけでございますけれども、自己資本さえあればうまくいくのである。そこで、この制度担保として要求されるというふう伺っておりますが、その制度担保として指標などどのようにお考えですか。

○竹中國務大臣 まず、趣旨としては、自己資本を充実することによってリスクテーク力等々で金融機能が強化される一つの条件が整うわけでございますけれども、自己資本さえあればうまくいくのである。そこで、この制度担保として要求されるというふう伺っておりますが、その制度担保として指標などどのようにお考えですか。

こうした指標を持つて経営強化計画でしっかりと監督をしていくとおっしゃいましたが、みずから今大臣がおっしゃった、そもそも自己資本をふやせば貸し出しが伸び、金融の円滑化が図られるのかと云うと、必ずしもそうではない、このよう御明言されておられます。

したがいまして、それに基づいて経営を強化するための計画がしっかりとつくられていなければいけない。具体的には、収益性、効率性等の数値目標がしっかりとつくれていかなければいけないと思いま

す。信用供与の円滑化等地域経済の活性化に関する方策といふのも盛り込まれなければいけないと

基準値未満の場合、さらには抜本的な組織再編の場合は、また違った形でより厳しい条件を求めておりませんけれども、抜本的組織再編を伴う一般的な場合として、金融機能強化計画の内容としては、計画の実施期間をそもそもどれだけにして、それで収益性、効率性の数値目標をどうするのか、数値目標を達成するための方策をどのように考へるのか、それを実現する責任ある経営体制の確立をどのようにしていくのか、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策をどう

に思つております。

いずれにしても、こういう統計の分析があるといふことは、ちょっと私たちも改めて勉強させていただきます。

○馬淵委員 繰り返し大臣が明言されておられる、十分条件ではないと。そして、確かに漸増の傾向は見られるが、貸し出しの伸びが、自己資本の充実そのものが最大の要因とは言いがたいとおつしやつている。

私は後ほどにもさらにその指摘をさせていただきますが、言いがたいという状況の中で、二兆円の保証枠を設定して、新たな公的資金、すなわち我々の税金を投入するという、その公的資金の注入スキームを用意するということが果たして本当に求められる政策であるのか。私たちは、対案として早期健全化法、金融再生法等の一部改正といふものを提示しておりますが、わざわざこうした金融機能強化法案というものをつくつてまで行うべき政策措置であるのかということ、これを繰り返し確認させていただきたく思つています。

では、角度を変えて、地銀、第二地銀が現状果たして資本不足にあるのかと、いう点について、少しだけ論点を変えて議論させていただきたい。一枚目をごらんいただけますでしょうか。これは、金融機関が抱えるリスクに見合う自己資本、エコノミックキャピタル。

これも金融審の第二部会の「公的資金制度のあり方について」という報告書の中に書いてあります。リスクに見合う自己資本、「資本増強額については」というくだりですが、「金融機関が積極的にリスクテイクし、新たな業務展開を進めていく財務基盤として、各金融機関が経営戦略上必要とする自己資本の水準」、エコノミックキャピタル、これが「参考になると考え方される。」このよう

ります。これは、エコノミックキャピタルの数値から自己資本を差し引いたものをプロットしたもので、すなわち、プラスになれば資本が不足している、そのように読み取れる。戦略上必要な自己資本エコノミックキャピタルに達していないという状況であれば、これは資本不足となつてプラスであらわれます。

このムーディーズの中の格付、低格付、中格付、高格付とあります。これを見ますと、例えば中格付の部分におきましては、一行、これは少し特異点のように見られるものもありますが、総じて十分な自己資本を有していると言つてよい、この中格付などは言つてよいというふうに考えられる。

これをごらんいただいて、大臣、御所見をまず伺いたいと思います。

○竹中國務大臣 これも今初めて見せていただきましたので、解説、すぐに十分なことはできませぬけれども、こういうものを見る場合の基本的な一般論としては、まず、格付は正しく行われているかというのを見るべきだと思ひます。格付が正しくなければ評価も違つてくるというのが第一点だと思います。

もう一つは、ここは自己資本等々でございますから、安全性とかリスクテーク力とかという一つの指標もありましょうし、同時に、収益力をどのよう評価するか、さらには将来にわたる成長力、成長性などをどのように評価するか、評価の基準は、いわゆる安全性、リスクテーク力だけではなくのだということだと思います。

そういう意味では、これは一つの指標として大変参考にすべきだというふうには思いますが、今は申し上げたような点も考慮をして現実の判断をしなければいけないのかなというふうに思つてゐるところでございます。

○馬淵委員 まさに今御指摘のような部分で、銀行の本来の力、金融機関の力といふものはいろいろな部分で判断しなければならないんです。すなわち、資本を充実させる、税金を投入してまで資付によつて分類をしプロットしたものがこのグラフでござりますけれども、自己資本を増強させばそれですべてうまくいくというふうには、私自身も全くそのようには考えておりません。

しかし、御承知のように、例えばBISの規制においても一定の自己資本を求める。それはな

本を充実させることのみが金融機関の経営力の強化につながるわけではないということ。

そして、まず、ここでいいますと、格付はムーディーズの格付でございます。そして、ムーディーズの格付というのはさまざまの指標をもとに、このムーディーズの中の格付、低格付、中格付をなされたもの、私は、この格付の自身についての議論をここで行う気は毛頭ございません。そうではなくて、こうした格付の結果といふものが大変市場の評価に影響する。

市場評価に影響する格付と、エコノミックキャピタルと自己資本比率の格差というものを見ます

と、低格付けが、低格付になつている銀行が実は資本が充実している、資本が足りている。この特異点を除いてみれば、そういう傾向が出ているんですよ。格付が高い銀行ほどむしろ資本が不足しているというような状況になつていて。これは何を意味するのか。

今、一生懸命に、資本を充実させていくことが大事だ、資本をふやせふやせ、合併等を促進させて資本を充実させていくこと、これが地域の経済の活性化につながるとおつしやつてあるけれども、現実には、低格付と呼ばれるような銀行が資本が十分にあるという状況にある。そして、高格付の銀行が資本が不足している状況がある。私は、こうした分析を見ても、今日における資本の充実一辺倒に及ぶという方策に流れかねない金融機能強化というものに大きな疑問を抱くわけあります。

ここでも、つまり、私たちが今、本来打つべき手といふものは、資本増強というよりも、むしろ地域の経済や中小企業に対する活性化策である、このように考えるわけでございますが、大臣はどうのうにお考へでしようか。

○竹中國務大臣 何度か申し上げておるつもりでござりますけれども、自己資本を増強させばそれですべてうまくいくというふうには、私自身も全くそのようには考えておりません。

しかし、御承知のように、例えはBISの規制も、そういう政策が重要ではないか、それはその通りだと思います。しかば、ではそのためのどういう政策が可能なのか。これは、我々として

ぜかというと、自己資本という部分が、エクイティという部分が一種のリスクテーク力をやは

り持つてゐるからなんだ、リスクがそこで吸収できる力を持っているから、そこである程度の資本をやはり国際的な共通認識としても求めているんだということになろうかと思ひます。

では、しかば、リスクテーク力というのは何なのかということになると、これはいろいろな形がある、ということになりますが、大きくはやはり三つあるんだと思います。

いるんだということになろうかと思ひます。

では、しかば、リスクテーク力というのは何のかということになると、これはいろいろな形がある、

は、知恵を絞つて構造改革特区という制度も始めましたし、地域再生の提案を地域から受け、それをメニュー化して地域再生プログラムというものを今つくろうとしているわけでありますし、観光立国、建設業や農業の転換、そのような、地域に根差した、地域の主力産業がしっかりとしていく金融に関しては、今申し上げたような枠組みでやらせていただきたい、そのように考へているわけでございます。

○馬淵委員 今、大臣の御発言の中で、各省庁にわたる法案によって進められているということでございますが、それが十分でない中で、一方で金融政策として今回のこうした法案が提示されているのが私は、十分な政策が行われている状況にあるとは到底考へられないと考えます。

これは、そういう観点から、我々もしっかりとモラルハザードが起きないよう、しかし決して使い勝手が悪くならないように、そういう制度設計をしたつもりでございますので、民間の創意工夫に、経営判断にこれを活用していただいて、少しでもよい地域金融の環境をつくっていきたいと、いうふうに考えております。

○馬淵委員 繰り返し申し上げますが、データからも、現場の声も、公的資本の増強という必要性というのを私は全くと言つていいほど感じられない。そして、今大臣御指摘の、お話の中で、選択肢、こうしたものを用意して、そしてしっかりと現場の声に合わせてつくつけていきたいとおっしゃるが、現場の状況を正すことがまず金融行政として真っ先にやるべきことではないのか、こう私は繰り返し申し上げさせていただきます。

そして、今、資本充実のお話を中心にさせていただきましたが、法案の中身について少し触れさせていただきたい。国のガバナンスの部分について、残りの時間、余りございませんが、質問させていただきます。

まず、今回の公的資金注入、かつては劣後債、劣後ローンといった形で行われていたものが、転換権つきの優先株という形の発行で資金を注入する、資本を注入するという形に変えてこられた。

かつてのそうした方法に対しての、非常に興味深い検討がございます。二〇〇二年五月に内閣府のディスカッションペーパーというのが出されています。これは、「公的資金による資本注入方法について 一九九九年二月の転換権付優先株式による公的資金注入方式」というタイトルで、内閣府政策統括官の皆さん方がこれを分析されてい

ることで、こうしたことを書いています。

公的資金注入に対する銀行の申請を円滑に得るために、甘味剤として転換オプションを利用したことの解釈も成り立つ。

つまり、劣後ローン、劣後債から転換権つきの株式の発行という形に変えたときに、これが、銀

行の申請を得るためのいわゆる甘み、おいしい水だ、そのように解釈されるということも十分あります。転換オプションのプレミアムは、政府が転換権を行使し、キャピタル・ゲインを得る可能性に 対して支払われるものであり、弱小銀行に対して配当をまけてあげるという性格のものではない い い

のように書かれています。

さらに、この転換権行使の部分に関して、実は、この転換権がほとんど放棄されている。これは、実際行使されていないということに対してもですね。

あと、当時の朝日新聞、九九年の一月四日付、ここでも、

「金融監督庁は、できるだけ多くの資本注入を受けるよう促している。しかも十年後ぐらいには返済してほしいとも言っている。このため銀行は、なおのこと消極的となっている。資本であれば返さなくともよいが、返すとなれば借金と同じである。そうであれば少ない方がよく、コストも安くすべきだと銀行は反論している。このままでは、公的資本注入ではなく、中途半端な公的負債注入となってしまうに違いない」とある。また、朝日新聞（九九年三月四日付）によれば、「申請行は「配当負担が重すぎる」との理由で、一時は公的資金の活用を渋る構えを見せていました」

こう記事も引用されています。

このディスカッションペーパーの中では、公的資金を注入するため必要とした方策、転換権の行使を可能とする優先株の発行について、「章図した補助金」として使われる可能性があるのでないかということを指摘されています。つまり、転換権行使というプレミアム、この「プレミアムを放棄するという形で意図的に補助金を支給」するということになりはしないか、これは、はつきりとこのディスカッションペーパーの中で結語に至るまでに繰り返し繰り返し指摘されているんですね。

さて、国のがバナンスについて、今回の法案を見ますと、この点に関しては、明確な規定というものはほとんど触れておられません。ここでは、法案の中と「あり方について」という部分で、審の「あり方について」という部分で、議決権の制限を補完するため、利益配当や配余財産分配の順位について他の株式に優先することが適当であるが、その条件は、市場調達を補完し金融機関の健全性を高めるという目的を損なわないよう、資本増強原資の調達コストを本当に考えるべきである。

というくだりがあつて、それを受けただけというふうに私は解釈しています。

大臣、質問なんですが、さて、注入の諸条件といふのはどうやってお決めになつていくのか、市場ベースを基本に決めていかれるのか。そして、転換オプション、これが甘味剤、甘みだ、おいしい水だ、こう指摘もされているわけですよ、かつての法案の検証の中で。これに対して、今回、見えない補助金とならないような具体的な運営上の工夫をどのようにするべきだとお考えなのか。これについて、大臣、御回答をお願いします。

○竹中國務大臣 今、馬淵委員から、内閣府の、これは早稲田大学の大村教授がなさつたりサーチについて、大村教授はいわゆるミクロのファイナンスの専門家でいらっしゃいまして、今委員御指摘になつたように、いろいろな商品設計の場合それぞれリスクとプレミアムがある、リスクとブリターン、収益性というものが、その商品設計についての検討をなさつておられるというふうに認識をしております。

しかし、この商品設計そのものは、実はなかなかか、簡単にどちらがいい、どちらが悪いとかといふことを素人が判断できる問題ではなくて、非常に緻密な形で、ファインシャルアドバイザー等々の意見を聞きながら制度設計を行つておられるのが片一方にあって、それに見合はレミアムというものが、その商品設計についての検討をなさつておられるというふうに認識をしております。

のは、ファイナンシャルアドバイザーの立場からいろいろなことを議論しているというふうに私は認識をしております。

そのファイナンシャルアドバイザーが行うような、リスク、プレミアムとリターンの関係がどうかというのは、これはまさに専門家が計測して、意見を聞くしかないわけで、今回の場合も、そういう意味では、商品設計そのものについてはファンシヤルアドバイザーの意見も踏まえてしっかりとやるということになるわけでございます。

これは当然のことながら、申請する側でファイナンシャルアドバイザーをつけて、こういう商品設計でという議論が出てくる。今度は審査する側でも、当然のことながらファイナンシャルアドバイザーによつて、そこでリスク、プレミアムとリターン、それぞれの間の商品設計を行うということになる。仕組みとしてはそのような仕組みになつてはいるわけでございます。

もう申し上げるまでもありませんけれども、基本的な考え方というのは、経営強化計画に結果責任の記載のある銀行の場合は、結果責任の明確化等、経営強化計画の履行を確保する観点から取締役等選解任議決権つきの優先株式を基本とする、自己資本比率が基準値未満の場合には、さらなるガバナンス強化の観点から普通株も可能とする、抜本的な組織再編が行われる場合等、結果責任を求める場合には、無議決権の優先株式として必要に応じて普通株への転換権行使することも可能とする。

これはまさに、お尋ねの点は商品設計の問題でござりますので、ファイナンシャルアドバイザーを、双方、申請する側と審査する側双方が活用して、リスク、プレミアムとリターンの関係、まさにマーケットが認めるような、そういう商品設計にしなければいけないと思っております。

○馬淵委員 もう時間が余りありませんので、国とのガバナンスの部分で、今お話をありました双方が、当然ながら、ファイナンシャルアドバイザーの意見を踏まえながら双方が判断しなければなら

ないとおっしゃっていますが、少なくとも前ページの中ではこうしたものに対して警鐘を鳴らしている、それに対する十分な備えがあるとは私は言えない状況の中で、今回もさらなる公的資金の注入の枠組みが合意されているというふうに感じてなりません。

そして、もう一点の、ガバナンスについては、例えば取締役の選解任の部分、これが今御指摘もありました。十一項においては、監督権限によつて、選解任の以前に監督権限、命令でこれは措置であります。そして十一項では選解任の権限をつけている、このように理解するわけでありますが、本来、株主総会によって取締役というものの選解任は行われる、マジョリティの株を持たなければ、その選解任の権限というものは全くもつて意味がない。それをあえてオプションとして付与するというようなこと、これは結局は、この法案の中でガバナンスの部分についても十分な措置を図るということの言いわけにすぎない。監督権限、命令があれば十分なんだと金融庁の担当の方もおっしゃつておられます。

こうした本来意味のないオプション権限をつけるということ、これについて大臣はどうお考えなのか、御意見をいただきたいと思います。

○竹中國務大臣 今回の措置は、決して形ばかりでいうことでやっているわけではなくございません。我々は、監督当局として、当然のことながら、かかるべく監督権限を使はずければいけない場合があり得ます。それはそれでしつかりとやつてまいります。

しかし一方で、選解任権の株式を国が持つてゐるということは、例えそれが五〇%に満たなくとも、やはり一つの健全なる経営に対するプレッシャーになつていく、この効果はやはり大きいのではないかのでしようか。

監督者としてしつかりと監督権限を使つていて、今回のような形で選解任議決権つき株式を持つていうこと、これはやはり、あらゆる可能な手段を駆使してしつかりとガバナンスを

図る、もつてモラルハザードを防ぐという観点から、できるだけいろいろな可能性を駆使できる

ような体制はやはり必要なことなのではないかと

いうふうに考へておる次第でございます。

○馬淵委員 もう時間がございませんので終わりにしますが、今おっしゃつたお話の中でも、結局は監督権限によつて決まつていくんだということが前提であるならば、まさに先ほど申し上げて

いるような、際限なき裁量の部分が準備されてい

る、それによって行われようとしているということにはほかならないと私は思います。

○馬淵委員 銀行の再編前後の収益性」というものを載せてお

ります。これは、銀行が、大手地銀が、合併期を

ゼロとして、合併前後における収益性がどのように変化をしたかということを示したグラフであります。これを見ていたら、もちろん、前後の

方が、合併後の期がまだ数を踏んでおりませ

んが、こうして見た中で、合併そのものが、いわゆる金融機関が再編していくことそのものが金融

機関の強化につながつていくことは必ずしも言ひ切れない。

○竹中國務大臣 おっしゃつておられた通り、先ほど申し上げた中小企業の経営者の

方々、こうした声を聞きましても、金融機関の、

信金、信組の理事長さんのお話を聞きましても、

弱者同盟であつては何もならない、本来の補完的

な機能を持たなければ強くはなれないんだとい

う率直な感想を私は持ちました。もちろん、これ

はその社長には言いませんでしたけれども、今

ところ、健全にやつておられるということで、銀

行からの融資の売り込みというのも非常に大き

いなんですかとも、一度でも赤字を出したら

一気に銀行は引いてしまつんじやないか

と、あわせて社長はおっしゃつていました。

つまり、本当に融資が必要なときに、銀行は融

資に応じてはくれないんじゃないかという現状が

はつきりと今あるんじゃないかというふうに私は思いました。

そもそも一つ、きのう私は広島の呉に行つてまいりました、専ら中小企業を回つてきました。

そこで工場の従業員の方だつたりあるいは経営者の方だつたりといろいろお話をしてきたんですけ

れども、そのときに、我が民主党として銀行が本

当に中小企業にお金を貸すように今頑張つて

いるところですというふうにお話をすると、それは大

等の法律案につきまして、質問をいたします。

最初に、若干のお話をさせていただきたいと思

います。

恵まれまして、その社長がおっしゃる経営理念と

いうのが、無借金、それから単年度黒字といふこ

とで社長が非常に熱弁を振るつておられました。

恐らく、この社長がそのとおりにずっと頑張つて

経営をされてきて、御自分の理念に沿つてや

られているということで、私は非常に立派なこと

だなと思っていましたけれども、そこでもう一

つその社長がおっしゃっていたのが、うちのよう

な企業というのは一度赤字決算をすると、銀行は

二度と融資には応じてくれないと、そういうこ

とをおっしゃつていました。

○竹中國務大臣 中小企業が单年度黒字に強いこだわりを持つてやつているというのは、いわば專守防衛と申しますが、こうして見た中で、合併そのものが、いわゆる金融機関が再編していくことそのものが金融

機関の強化につながつていくことは必ずしも言ひ切れない。

○竹中國務大臣 お渡しした資料の中に、三枚目に、最後に「各

銀行の再編前後の収益性」というものを載せてお

ります。これは、銀行が、大手地銀が、合併期を

ゼロとして、合併前後における収益性がどのように変化をしたかということを示したグラフであります。これを見ていたら、もちろん、前後の

方が、合併後の期がまだ数を踏んでおりませ

んが、こうして見た中で、合併そのものが、いわゆる金融機関が再編していくことそのものが金融

機関の強化につながつていくことは必ずしも言ひ切れない。

○竹中國務大臣 おっしゃつておられた通り、先ほど申し上げた中小企業の経営者の

方々、こうした声を聞きましても、金融機関の、

信金、信組の理事長さんのお話を聞きましても、

弱者同盟であつては何もならない、本来の補完的

な機能を持たなければ強くはなれないんだとい

う率直な感想を私は持ちました。もちろん、これ

はその社長には言いませんでしたけれども、今

ところ、健全にやつておられるということで、銀

行からの融資の売り込みというのも非常に大き

いなんですかとも、一度でも赤字を出したら

一気に銀行は引いてしまつんじやないか

と、あわせて社長はおっしゃつていました。

つまり、本当に融資が必要なときに、銀行は融

資に応じてはくれないんじゃないかという現状が

はつきりと今あるんじゃないかというふうに私は思いました。

○竹中國務大臣 そろそろ、本当に融資が必要なときには、こうした形で頭数を減らして、来るペイオフに向けての準備をするといった観点におけるような金融機能強化法案と一緒に銀行為引いてしまつんじやないか

変結構な話だけれども、早くしてくれ、首が今本

当に絞まつているんだというふうにおっしゃつて

いました、これが市民の方の生の声なんだなと私

は本当に痛感してまいりました。先日、日銀が発表

いたデータがそこにあつたんですけれども、マ

ネーサプライの伸び率が十年ぶりの低水準だ、そ

して信用乗数に至つては過去最低の水準になつて

いるということだそうです。つまり、これは端的

に言つて、金融機関がきちんと融資できていない

という現状があらわれているんだと私は思いま

す。

○竹中國務大臣 以上的点から、現場の声を聞いてみても、また

そういったデータを見ても、我が国の金融システ

ムというのがいままで全くもつて健全に機能して

いらないと言わざるを得ないのではないかと私は考

えています。

○竹中國務大臣 こういつた点を問題意識に持ちながら、以下、質問をさせていただきたいと思います。

まず、今申し上げましたマネーサプライに関し

て、報道によりますと、金融庁のスタンスと日銀

のスタンスが若干異なつてゐるのではないかとい

うようなことが書かれていましたが、マネーサ

プライの現状認識と今後のあり方に関して、確認

の意味を込めまして、竹中國務大臣のコメントを賜りたいと思います。

○竹中國務大臣 マネーサプライの問題は、特にデフレとの関連で我々も大変重要な指標だと思つて重視をしております。

物価が下落していく中では、これは担保価値の

問題もござりますけれども、やはり過去の実質債務がどんどん高くなつていく。売り上げがあえな

くてないしは売り上げが価格下落で下がつて

いるのに、過去の借入金だけは下がつてくれませんか

ら、実質債務が大きくなる。その意味では、デフ

レは大変重要である。

○田代瀬委員長 次に、村越祐民君。

○村越委員 民主党の村越でございます。

政府提出の金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び民主党提出の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する

一体どういうことが考えられるのか。マクロ的にいはやはり二つのことが必要だ。一つは、実物経済が活性化され、よく言われる需給ギャップが縮まつて、実物面から物価の下げ圧力が低まること。もう一つは、物価、プライスというのは究極的には貨幣的な現象でありますから、その貨幣的な現象としてはやはりマネーサプライがあること。程度ふえなければいけない。

実は、十四年度から十五年度にかけまして、実物経済の成長率というのはかなり大きくなつたわけでござりますけれども、皮肉なことに、その中でマネーサプライの伸び率というのは実は半分にもしろ下がつたわけであります。ここはやはりしっかりとマネーサプライが伸びるような状況をつくつていかなければいけない、この思いは政府、日銀一体として持っております。そのためには、引き続き政府も日銀も努力しなければいけない。

御指摘になりましたように、ベースマネーがある程度伸びてもマネーサプライが伸びない、これは貨幣乗数が大幅に低下している。そこは、銀行の信用創造機能が依然としてまだ非常に弱い状況にある、そういう状況にあるからこそマネーサプライが結果としてふえないんだということになつてゐるんだと思います。

一方で、不良債権の処理等々ないしは今回御議論いただいているまさに金融機能の強化のために政府として全力を挙げます。同時に、マネーサプライの最終的な管理者である日本銀行にもさまざまな観点から御努力をいただきたい。そういうような政府と日銀の一体としての協力した推進が必要な状況だというふうに思つております。いずれにしましても、マネーサプライがふえるような状況にならないとデフレは克服できないわけでありますから、そこはしつかりと引き続き政府、日銀は協力してやつていかなければいけないと思っております。

○村越委員 またあした、私は質疑をさせていただくかもしれませんので、こういった点に関しては

もまた議論させていただきたいと思います。

もう一点、今の日本の経済の現状に關して質問させていただきたいんですけども、これもきのうのマーケットに関することなんですが、本当に見事なまでに株価と円と長期金利がすべて矢印が

上を向いているということで、こういった要素に関する今後の推移とか望ましい値に關してはお答えしにくいのかもしれませんので、一般的にとのう意味で結構ですので、株高だったり円高だったり金利高というものが我が国の景気に与える影響ですとか、また金融機関に与える影響に関しては、どのようにお考えなのか、大臣にお答えをいただきたいと思います。

○竹中國務大臣 このような速度でどのぐらいの程度の変化が生じるかということが実は大変重要なわけでありますので、極めて一般論としてしか申し上げられないでございますけれども、お尋ねの株高、円高、長期金利の上昇、それが金融機関に与える影響というのを若干理念的に整理いたしますと、まず株高については、これは金融機関の保有株式の評価損益、売買損益、この両面で改善が生じるはずですございます。したがつて、金融機関の財務の健全性ということだけからすれば、これはやはりプラスの要因にはなるんだと思いま

す。

○竹中國務大臣 このような速度でどのぐらいの程度の変化が生じるかということが実は大変重要なわけでありますので、極めて一般論としてしか申し上げられないでございますけれども、お尋ねの株高、円高、長期金利の上昇、それが金融機関に与える影響というのを若干理念的に整理いたしますと、まず株高については、これは金融機関の保有株式の評価損益、売買損益、この両面で改善が生じるはずですございます。したがつて、金融機関の財務の健全性ということだけからすれば、これはやはりプラスの要因にはなるんだと思いま

す。

○竹中國務大臣 現状における金融システムの健全性、不健全性、その認識ということでございま

すが、日本経済全体が依然としてバランスシート調整の途上にある、実は金融機関もバランスシート調整の途上にあると思ひます。

○津村講員 民主党の提出者を代表しまして、今

の御質問にお答えいたしました。

○竹中國務大臣 現状における金融システムの健全性、不健全性、その認識ということでございま

すが、日本経済全体が依然としてバランスシート調整の途上にある、実は金融機関もバランスシート調整の途上にあると思ひます。

○津村講員 民主党の提出者を代表しまして、今

の御質問にお答えいたしました。

うにでも変わつてまいりますので、私が申し上げたのは、あくまでも一般論としての概念の整理でございます。

○村越委員 ありがとうございます。

では、実際、法案に關して質問に入りたいと思います。

先ほど私が幾つかの例を挙げて、私の実感ですけれども、我が国の金融システムというものがいかにも全くもつて健全とは言えないとやらないかと考えているわけですから、果たして現在金融危機なのかどうか、どのようにお考えなのかと、そもそものあたりをお聞きしたいと思つてます。また、お答えがあるかと思うんですが、そのようにお考えになる根拠がどこにあるのかと、いうことをお伺いしたいと思います。これは、大臣と、民主党の法案提出者の方にもあわせてお伺いしたいと思います。

危機をどのように定義するかにもよるわけでござりますけれども、例えば、いわゆる信用不安が生じているとか、取りつけ騒ぎが起つていているとか、多くの銀行が連鎖的に何かダメージを受け、金融そのものの信認、コンフィデンスに根本的な欠陥が生じているだろうかということになる、これはやはりそういう状況ではないのではなかと思つております。

少なくとも、まだバランスシート調整の途上でありますし、やらなきやいけないことはたくさんありますけれども、方向としてはよい方向に今までやくのことながら向かいつつあって、この方向を決定的なものにするということが重要な段階であります。

あります。

ありますし、やらなきやいけないことはたくさんありますけれども、方向としてはよい方向に今までやくのことながら向かいつつあって、この方向を決定的なものにするということが重要な段階であります。

そうした中で、実際に昨年はりそな銀行が過少資本に陥ったり、あるいは足利銀行が破綻に陥ったというようなこともあります。金融危機対応会議が二回開かれているという、これは金融庁さんも当然かかわった事実がございます。こうしたことを見た私は、金融危機は存在しないのではなくて、現に存在するけれども隠されている、そういうふうに認識をしています。

もう少し敷衍をいたしますと、金融機関が破綻するのは二つのケースがあると思います。資金繰りが行き詰まる場合と債務超過に陥る場合です。現実には、資金繰りの面では、今お越しになりましたけれども、日本銀行が超金融緩和で資金繰りを支えて、甘い資産査定や税効果会計を悪用した粉飾決算が仮にあったとしても、見せかけの自己資本比率を維持することが、環境としてそういう環境にあるわけですから、可能になつていています。う側面があると思います。

しかし、具体的に示すと、先日、島委員の方から数字が出されておりましたけれども、大手行の中核的自己資本、いわゆるティア1ですが、公的資金が五一%、繰り延べ税金資産が三九%を占めて、正味のティア1というのは一〇%にも満たない、たしか九・八%という数字が出されていたと思ひます。そのような状況にあります。

大手行以外の地域金融機関につきましても、金融庁さんがまとめた国内全金融機関の財務データに示されておりますように、不良債権比率の高い金融機関や多額の繰り延べ税金資産を計上している金融機関が数多くございます。また、いわゆる貸し出しの統計でも、金融仲介機能が機能不全に陥っていることは明確でございます。この五年で、約五百兆円あった銀行貸し出しが百兆円以上も激減したのがその確定た証拠ではないかと思います。

最後に、もう一度冒頭の話に戻りますけれども、小泉内閣は金融危機は存在しないと強弁をしております。しかし、竹中大臣、先ほど御自身おっしゃられたように、危機でもないけれども健

康体でもない、そう言うしかないんだと思うんですが、大変わかりにくい表現であります。やはり、自民党政権が長く続いた中で、小泉首相のもと

でお仕事をされているとそういう言い方しかできぬのかなと思いますけれども、政権交代という國民にわかりやすい政策転換の形で日本の金融行政を立て直していきたいと思っています。

○村越委員 ありがとうございます。

今いろいろと津村委員の方からお話を伺つて、竹中大臣も今のお話をいろいろな思いで聞いていらっしゃったのかもしれません、いま一度

ちょっとお伺いしたいんですけども、健康でも不健康でもないというふうに現状をとらえていらっしゃるとすれば、一体どういう状態が金融危機なのか、私、率直に疑問に感じておりますので、金融危機の定義というものをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○竹中國務大臣 今、村越委員、津村委員から、現状について、私の立場についていろいろ御評価をいただきました。けれども、危篤ではないけれども健康体ではない、この言い方は、私、金融担当大臣に就任してから一貫して申し上げていることでございまして、これはむしろ、なるほど実感的にはそのとおりだなという御評価を多くの方々からいただいているというふうに私自身は思つております。

金融危機とは何か。これは、危機はいろいろな危機がございますでしようから、さまざまなかな局面があり得ますから、一概にその定義を申し上げることは困難でありますけれども、例えで申し上げますと、例えばほかの金融機関の連鎖的な破綻が発生するような場合、これは危機だと思います。さらには、連鎖的に他の金融機関の資金繰りが困難となるような場合、その例としては大規模な貸し出し抑制、回収等資産の圧縮を進める動向であって、このような信用秩序の混乱によつて、我が国あるいは当該地域の金融機能が不全に陥る、さらに実体経済への悪影響も懸念されるよ

うな状態、これは例えれば言えれば危機の状態にあらうかというふうに思います。

一つぜひ申し上げたいのは、危機は存在するけれども覆い隠されているという御主張を何度も耳にするわけでございますけれども、そうすると、これは個々のケースでありますけれども、法律で定められた要件にのつとつて、金融危機対応会議の議を経た上で、内閣総理大臣が判断することになつていて、

これは、昨年、りそな銀行及び足利銀行それぞれに対して、過少資本及び債務超過というそれぞれの状況に応じて、金融危機対応会議の議を経て、資本増強と一時国有化の措置をとつたわけでござりますけれども、これらは、金融危機をそのまま放置すると非常に危険性がある、その金融危機を未然に防ぐための万全の措置として講じたものでございます。これは繰り返し御答弁をさせていただいているところでございます。

○村越委員 紋切り調の御答弁で余りおもしろくないなと思ったんですねけれども。

それでは、今が危機ではないということですかね、危機ではないのにどうして公的資金を注入する必要があるんでしょうか。金融機能強化のためというふうになつていてるんですけども、金融機関が健全とまでは言わないまでもグレーだと言うのであれば、まさに市場を信じよというような趣旨のことをさつきおっしゃつてしましましたけれども、さらに資金を注入して強化する必要はないといふふうに私なんかは思つんですけれども、いかがでしょうか。

○竹中國務大臣 今のお尋ねの点は、まさに今回の立法趣旨の根幹にかかるところだと思います。

この危機対応としての資金注入等々の枠組みについては、これは預金保険法の百二条で整備をされております。恐らく通常の場合であれば、こういうグレーゾーンになるような場合は、しっかりと金融機関自身の自己資本の調達の努力等々を踏まえて、それなりのいわば自律的な回復のメカニズムというものはある程度働いていくとい

うな状態、これは例えれば言えれば危機の状態にあらうかというふうに思います。

一つぜひ申し上げたいのは、危機は存在するけれども覆い隠されているという御主張を何度も耳にするわけでございますけれども、そうすると、これは個々のケースでありますけれども、法律で定められた要件にのつとつて、金融危機対応会議の議を経た上で、内閣総理大臣が判断することになつていて、

これは、昨年、りそな銀行及び足利銀行それぞれに対して、過少資本及び債務超過というそれぞれの状況に応じて、金融危機対応会議の議を経て、資本増強と一時国有化の措置をとつたわけでござりますけれども、これらは、金融危機をそのまま放置すると非常に危険性がある、その金融危機を未然に防ぐための万全の措置として講じたものでございます。これは繰り返し御答弁をさせていただいているところでございます。

○村越委員 紋切り調の御答弁で余りおもしろくないなと思ったんですねけれども。

それでは、今が危機ではないということですかね、危機ではないのにどうして公的資金を注入する必要があるんでしょうか。金融機能強化のためというふうになつていてるんですけども、金融機関が健全とまでは言わないまでもグレーだと言うのであれば、まさに市場を信じよというような趣旨のことをさつきおっしゃつてしましましたけれども、さらに資金を注入して強化する必要はないといふふうに私なんかは思つんですけれども、いかがでしょうか。

○竹中國務大臣 今のお尋ねの点は、まさに今回の立法趣旨の根幹にかかるところだと思います。

この危機対応としての資金注入等々の枠組みについては、これは預金保険法の百二条で整備をされております。恐らく通常の場合であれば、こういうグレーゾーンになるような場合は、しっかりと金融機関自身の自己資本の調達の努力等々を踏まえて、それなりのいわば自律的な回復のメカニズムというものはある程度働いていくとい

ことは期待できるんだと思います。

しかしながら、今の状況は、残念だけれどもそういう状況ではない。一方でデフレの圧力が続く中で、さらにはバランスシート調整の圧力が続く中で、健全性をさらに高めてリスクテークの力をとつていかなければいけないという、今日的なそ

ういうニーズというのは非常に強い。しかるに、一方で自己資本の調達そのものを市場で行うといふことがまだ大変難しい状況が続いている。そういう状況では、やはり、グレーのところから抜け出したいと思っている人を抜け出せるようにするための特別な枠組みが時限的に必要なのかというふうに考えているわけです。

とりわけマクロ経済に関してはよい方向が出ている中で、地域の経済の活性化というのが大変今課題になっている。その地域の経済を活性化するためには、地域の金融機能をやはり強化していくかなければいけない。経営改革を行って、その上で地域の金融の強化に資する、そうしたいと思ってる。金融機関に対しては、政府がそれを後押しするといふのは今日的な状況の中ではまさに必要なではないか。そうすることによって、このグレーのゾーンから抜け出して一刻も早く健常体に戻ることも、これが経済を活性化させながら可能になるのではないか、これが今回のまことに立法の趣旨でございます。

〔委員長退席、山本(明)委員長代理着席〕  
○村越委員 では、肝心なところをお伺いしたいと思うんですけども、この措置によって、本当に実際のところ融資がふえるようになるのかどうかということをまず大臣にお伺いしたいと思います。

また、民主党の提出者にあわせてお伺いしたいんですけども、特に民主党の法案によつて中小企業に対し融資がふえることになるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○伊藤副大臣 お答えをさせていただきたいと思

います。

な自己資本を確保することになりますので、そのことによって、中小企業の再生でありますとかあるいは不良債権問題に対する対応、こうしたリスク対応能力というものを増大することになる、そのことを通じて金融の円滑化に資するものになるかというふうに考えています。

加えて、今回的新たな公的資金制度については、国の資本参加に当たつて、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策を具体的に記載した計画の提出を求めておりまして、そして、法令等に基づく基準に基づいて厳正に審査することいたしております。

また、こうした経営強化計画の履行状況をどうもとしてはしつかりフォローアップして、そして定期的に履行状況の報告を求めた上でそれを公表することいたしております。

その上で、履行状況に照らして必要があると認められるときには監督上の措置を発動することが可能になつております。これらの取り組みを通じて、地域における金融の円滑化や中小企業の再生が図られるものと考えておるところでございます。

その上で、履行状況に照らして必要があると認められるときには監督上の措置を発動しているところです。そこで、地域における金融の円滑化や中小企業の再生が図られるものと考えておるところでございます。

〔山本(明)委員長代理退席、委員長着席〕  
○津村議員 お答えいたします。

本措置によつて特に中小企業向けの融資がふえるのかという御質問でございますけれども、私は、金融機関に中小企業向け融資の数値目標だけをばんと課しても、それによって直ちには融資がふえるとは限らないという、まず最初に認識を持つています。

実際、九九年の三月ですけれども、大手行に対して総額七・五兆円の資本注入が行われたにもかかわらず、先ほど御紹介いたしましたけれども、その後五年たちましても銀行貸し出しはむしろ減り続けている、百兆円規模で減り続けております。厳格な資産査定と十分な引き当てを行うことなく、本当に経営を健全化しなかつたことが、その

原因、主因だと思っています。

その結果、金融機関がリスクをとる能力を回復しなかつたわけでありますけれども、その整理もあります自民党の塙崎恭久議員が、かつて、健全な銀行をより健全にするという国家的なファイクションであつたと述懐をされていますけれども、まさにそのとおりであつたと思います。

厳格な資産査定と十分な引き当てを行いまして、見せかけの数字を引き上げるのではなくて、本当に経営を健全化すれば、中小企業向け融資はむしろふえいくはずです。金融機関にとって利ざやが薄く、直接金融による資本調達も容易な大企業に対して貸し出しをするよりも、中小企業向けの融資をした方が利ざやがとれるという現実もあります。

民主党金融再生ファイナルプランを実行すれば、金融機関に対して緊急一斉の検査を実施いたします。それによって金融機関が本当に健全化をすれば、リスクをとる能力を回復し、中小企業向け融資が必ずふえると断言できると思います。

○村越委員 一生懸命質問に集中していく、ふと部屋に目をやると、何か随分席がまばらだなと思うんですが。

○山本(明)委員長代理 今、呼び出しをしておりますので、今、たくさん委員会を開いておりますので。

〔山本(明)委員長代理退席、委員長着席〕  
○田野瀬委員長 速記をとめてください。  
〔速記中止〕  
○田野瀬委員長 速記を起こしてください。

はい、どうぞ質問を続けてください。

○村越委員 今、中小企業に対する融資をふやすための具体的な目標を定める規定が盛り込まれているのがどうか、大臣と民主党の提出者の方、双方にお伺いしたいと思います。

○伊藤副大臣 私どもとしましては、この新たな公的資金制度において、資本参加を受けた金融機構に対して、金融機能の具体的な発揮を求める観点から、リレーションシップバンキングの機能強化、このアクションプログラムを以前公表させていただいたところでござりますけれども、その整合性を含めて、先ほどお話をさせていただいたように、信用供与の円滑化のための方策等経済の活性化に資する方策について、その進捗が評価できるような指標も含めて経営強化計画に記載されることが適当である、こういうふうに考えているわけあります。

そして、この中で、具体的に信用供与の円滑化のための方策として、組織、体制の見直しでありますとか、あるいは顧客ニーズに対応した商品の充実でありますとか、あるいは取り組み姿勢の強化などについて、方策の進捗が外部から評価できるような指標も含め具体的に記載を求めているところです。

そこで、この中で、具体的に信用供与の円滑化のための方策として、組織、体制の見直しでありますとか、あるいは顧客ニーズに対応した商品の充実でありますとか、あるいは取り組み姿勢の強化などについて、方策の進捗が外部から評価できるような指標も含め具体的に記載を求めているところです。

このように形で、中小企業貸し出しというものを健全にふやしていくためには、ある意味では、地域経済というものを活性化していく必要があります。地域経済を活性化していくためには、これは多面的な取り組みが大変重要であります。したがつて、一面的な指標を課すのではなくて、今御説明をさせていただいたようなさまざまな方策をとることによって、そして、結果として健全な中小企業貸し出しというものをふやし、地域経済の活性化や中小企業の再生に資するような、そうした形を図つていただきたいというふうに考えているところでございます。

○津村議員 お答えします。

私ども民主党も、伊藤副大臣がおっしゃるように多面的な取り組みが必要だと思うんですが、同時に具体的な取り組みも必要だと思います。

二つの点で私どもは政府案に比べまして具体的な取り組みを持っているわけですけれども、一つは、民主党金融再生ファイナルプラン関連法案の一つに早期健全化法の改正案がありますけれども、この第五条一項の第四号に「資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策」というものを定めることを義務づけておりまして、こうした法律の形でしっかりと定めていくことがまず重要なあります。

政府案では、これを計画の提出と厳正な審査と

いう、わかつたようでもわからないような決め方に

なつて、いるわけですから、前回、九九年三月の資本注入の際に比べて決め方がトーンダウンし

ているというか、そういう印象はどうしてもある

と思います。国の課題として、国策的な課題として、中小企業向け融資の拡大というのが、当時に

比べて政策ニーズとしてむしろ高まっている、強

まつて、いる時期にあって、どうしてトーンダウン

するのか、その方向感覚が私どもとしてはよくわ

からないところです。

そして、先ほど申し上げたとおり、これは数字として定めるだけじゃなくて、厳格かつ一貫の緊急検査というものの裏づけがあつて初めて実効性を持つものだと思います。そういうところも

金融庁、政府案では不十分ではないか。私たちが自信を持つてこの法案を提出している背景でございます。

○村越委員 それから、その目標に達しなかつた場合の罰則規定があるのかどうかということ、大臣それから民主党の提出者の方にあわせてお伺いしたいと思います。

○伊藤副大臣 先ほどお話をさせていただいたよ

うに、今回、この制度を利用するに当たって、申請する金融機関に対しても、地域経済の活性化に資する方策、こうしたものを探しているわけですが、この中で、地域の実情や当該の金融機関のビジネスプランによつては、企業再生に重点を置いて貸し出し以外のさまざまなものでござります

ます。

○村越委員 これは政府側にお伺いしたいんです

けれども、ちょっと確認の意味でもう一回お伺いしたいんですが、過去の資本注入において、中小

し、また、経営の細部にわたって厳格に結果責任を求ることは、結果として経営の自由度とい

うか。

○伊藤副大臣 お答えさせていただきたいと思

います。

したがつて、経営改革が阻害されることになり

かねないことから、経営強化計画において、その

一律な目標を課すのではなくて、多様な方策の記

載を求めていたところでございまして、経営の子

にはなかなかならないものではないかといふ

うに考へておるところでございます。

○津村議員 私どもの答弁をさせていただく前

に、政府案への感想でされども、今の御答弁と

いうのは、経営の自由度のことを強調する余り、

モラルハザードを防止するというもう一つの非常

に重要な点について見落とした御答弁ではなかつ

たかと思います。

○伊藤副大臣 私どもの法律案でされども、早期健全化法の第十九条二項に、読み上げますけれども、「金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等に対し、協定銀行が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間において、第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画が履行されていないと認めるとき又は協定銀行が保有する優先株式に対する利益若しくは協定銀行が有する優先出資に対する剩余额の配当を確保することが困難であると認めるときは、該被引受け実施金融機関等の取締役（銀行以外の被引受け実施金融機関等にあっては、理事長、副理事長又は理事）の解任を命ずることができる。」と明確にこの経営責任について言及をしております。

○村越委員 今、外部要因ということをおつ

しゃつて、いましたけれども、残念ながら、過去の

資本注入においてはその目的が十分に果たされなかつたんだ、そういうことだと私は思つてお

ります。

○村越委員 この項目に関して質問させていただきたいんですけど、これは必要性はないんじ

うか。

○増井政府参考人 ただいま申し上げましたよ

うに、合併等の抜本的な組織再編成の場合には、当該

金融機関の代表権のある役員については、経営責任

まで求めないということとしているところでございます。

○村越委員 このことに関してあわせてお伺いし

たいんですけど、これは必要性はないんじ

うか。

○増井政府参考人 ただいま申し上げましたよ

うに、合併等の抜本的な組織再編成の場合には、当該

責任を認めないとということとしております。それ

は、先ほど申し上げましたが、合併などの効果が

発現するには相当の時間を要する、あるいは組織

再編成が、それ自体に前向きな経営改革が織り

込まれるものでございまして、結果責任によつて

らといつて無条件に資本参加を行うという仕組み

ではございません。合併の場合であつても、相当

程度の収益性あるいは効率性の向上だとか、地域

における金融の円滑化と地域経済の活性化のため

の方策の実施を求めるなど、基本的には合併以外

の場合は、合併の場面には、それ自体相当の経営努力を伴うものでございますし、地域集中リスクの

軽減などの金融システムの安定強化の観点から

います。

○村越委員 そういう規定があつたということ

ですから、その結果として、本当に融資がふえたの

でしょうか。お答えいただきたいと思います。

○伊藤副大臣 資本増強行の中小企業向け貸し出

しについては、特に近年において資金需要の低迷

等の外部要因があつたこともありまして、計画対

比未達である金融機関が存在することについて

は、まことに遺憾なことだというふうに考えてお

ります。

○伊藤副大臣 こうした中で、合併等の抜本的な組織再編の場

合には、合併の効果が発現するにはやはり相当の

時間をするということ、あるいは組織再編それ

自体が前向きな経営改革としてとらえられるもの

でありまして、結果責任によって経営改革の実施

を担保しなくとも当事者間の相互のチェックが働

く、あるいは経営資源の融合等が期待できる、こ

ういったことを勘案しまして法律的には結果責任

まで求めないということとしているところでござ

ります。

○村越委員 なお、合併等を行う金融機関であつても、申請

時に自己資本比率が基準値未満の場合には、当該

金融機関の代表権のある役員については、経営責任

まで求めないということとしているところでござ

ります。

○村越委員 このことに関してあわせてお伺いし

たいんですけど、これは必要性はないんじ

うか。

○増井政府参考人 ただいま申し上げましたよ

うに、合併等の抜本的な組織再編成の場合には、当該

責任を認めないとということとしております。それ

は、先ほど申し上げましたが、合併などの効果が

発現するには相当の時間を要する、あるいは組織

再編成が、それ自体に前向きな経営改革が織り

込まれるものでございまして、結果責任によつて

らといつて無条件に資本参加を行うという仕組み

ではございません。合併の場合であつても、相当

程度の収益性あるいは効率性の向上だとか、地域

における金融の円滑化と地域経済の活性化のため

の方策の実施を求めるなど、基本的には合併以外

の場合は、合併の場面には、それ自体相当の経営努力を伴うものでございますし、地域集中リスクの

軽減などの金融システムの安定強化の観点から

います。

経営改革の実施を担保しなくとも当事者間の相互のチェックが働く、あるいは経営資源の融合等が期待できるといったことで、そういった結果責任を求めていないということです。

したがって、こういったケースにつきましても、まずはモニタリング、それから情報開示によります金融機関の自己規制を重視することが重要だというふうに思っております。

いたしましても、特段の理由なく、計画期間中でも計画と実績との間で大幅な乖離が生じ、あるいは経営改善への努力が見られないといった場合には、当然のことです。

が、必要に応じて計画の履行の確保に向けた監督

上の措置を発動したり、あるいは、さらには必要があれば普通株への転換権も行使する等、適切に監督をしてまいりたいというふうに思つております。

○村越委員 では、政府案において、申し込み時において公的資金注入に至った経営責任と、いわゆるはどのように追及されるのでしょうか。

○増井政府参考人 モラルハザードの防止等の観点から、適切に経営責任の明確化を図るべきことは当然のことであるというふうに思つております。ケースに応じて適切に経営責任を明確化していくこととしております。すなわち、自己資本比率が基準値未満の金融機関の場合には、国の資本参加時に経営陣の責任を厳格に追及するということと、さらに、合併等を行わない場合には、経営改革の確実な実行を期するために、経営陣は収益性等の数値目標の達成に厳格な結果責任を負つて経営に当たる仕組みになつております。

ただし、この新しい公的資金制度は金融機能強化を目的とするものでございます。その申請自体は、懲罰的に経営責任を問うべき性格のものではないというふうに考えております。このために、自己資本比率が基準値以上の金融機関につきましては、申請することそれ自体に経営責任を問うといふ要素はないというふうに考えております。

なお、経営責任の明確化以外にも、国の資本参

加に当たつては、先ほど来御説明をいたしておりますように、収益性、効率性等の向上が見込まれる等々の要件を厳正に審査するといったほか、合併を始めとする企業再構築を求めるなど、金融機関に厳しい自助努力を求めるにしておるところでございます。

○村越委員 基準適合金融機関であつても、公的資金を使う以上、そこに至つた経営責任というのがとられるべきだと私なんかは考えるんですけども、それに関してもいかがでしょうか。

○増井政府参考人 先ほど申し上げましたよう

に、この新しい公的資金制度は金融機能の強化を目的とするものでございます。特段経営に問題が

あるというよりも、むしろさらに金融機能を強化してもらおうということでございますので、それ

自体に懲罰的な経営責任を問うべき性格のもので

はないというふうに考えております。

○村越委員 それで、民主党案では公的資金の

注入に至つた経営者の責任をどのように追及して

いるのか、その点に関してお答えいただきたいと

思います。

○村越委員 日銀考査に関するお尋ねでござい

ました。

○村越委員 まさに私は国民の代表としてこの場

に立つておりますので、どうしてその資料が出てこないのか、私は理解に苦しむところがあるんで

すが、

○村越委員 まさに私は国民の代表としてこの場

に立つておりますので、どうしてその資料が出てこないのか、私は理解に苦しむところがあるんで

</div

一言だけ最後に、ちよつとだけ申し上げます  
と、私がきょうお聞きしようと思ったことはすべて  
お聞きできたわけではないのですが、きょうの  
質疑の中でも、政府提出の法案と我が党が提出し  
ている法案の違いと優位性というものが浮き彫り  
になってきたのではないか、そういう私なりのコ  
メントを最後に申し上げまして、私の質疑を終了  
させていただきます。

○田野瀬委員長 次に、小泉俊明君。  
○小泉(俊)委員 民主党的小泉俊明でございま  
す。まだ谷垣大臣が――お見えになられましたの  
で質問を始めます。

泉総理大臣就任後ちょうど三年目を迎えるわけであります。これはちょうど私の誕生日の日なものですから。この三年間を総括しまして、小泉内閣を一体どのように評価されるか。特に竹中大臣は三年間この職におりになり、谷垣大臣はまだ四ヶ月でありますが、やはり内閣の一員として、どのようにこの三年間を総括されるかということをお尋ねしたいと思います。

から二番目としては、これは、年金の議論や、あるいは財政についても議論していただいておりますが、二十一世紀に持続可能なシステムをどうつくっていくかということだろうと思います。それから三番目は、これは、テロであるとかあるいは安全保障の問題も含めまして、安心・安全をどう確保していくか、大きく言うとその三つが課題ではないかというふうに考えてまいりました。

とをやつておりますし、成果も上げていると思いま  
すが、これはちょっと置いておきます。

一番目の、低迷していた景気はどう出口を見つけていくかという課題につきましては、これは改革なくして景気回復なしということのもとでやつ

てまいりまして、輸出や何かに支えられている面も多分にござりますけれども、設備投資や何かも引っ張らまして、少し明るい兆しが見えてきた。特に、政府の財政出動に頼らなくても、民間

の力で頑張ってもらえるようにしてみたいということはかなり形ができてきただんではないかなというふうに思っております。

それから、そうなりますとやはり、今回の予算

復から持続的なシステムという方向に移ってきて、いるんだろうというふうに思います。そこで、この国会で年金の御議論をお願いし、また私の課題でいえば、財政再建、二〇一〇年代初頭にプライ

マリーバランス回復と言つておりますが、どう道筋をつけていくかということになると思います。これは、まだ、中長期の課題でござりますから、私の言葉で言えは、今年度も昨年度と同じような才媛各様とおひざじ手がかり得るし

たと思つておりますが、中長期の課題でまだ問題點がたくさん残つているのではないかと思ひます  
が、基本的に、民間でできることは民間で、地方でできることは地方でという路線をやはり確固と

して歩むべきではないかな。

○竹中国務大臣　マクロ経済、財政については今  
谷垣大臣が総括をしてくださいました。私の立場  
から補足的に申し上げますと、三年、本当にあつ  
たという間の三年という感じなんでござりますけれど  
ども、やはり、特に三つのことを私自身はやらな  
ければいけない立場にあつたと思っております。

番目は、一と関連しますけれども、やはり不良債

権問題の克服に象徴されるような金融基盤の強化を行うこと、それと、その背景にあるデフレの克服、この三つであろうかと思います。

経済の活性化に関しては、集中調整期間については成長率は極めて低いことを甘受していくこというふうに申し上げてきた。この活性化に関する限り、実現されつつある経済成長率は、実は想定

より少し高いということで、これはこれで一つの、さまざまな要因がありますけれども、結果、芽がまさに出つつある状況ではないかなと思っております。

二つ三つありますけれども、不良債権問題、これは主要銀行については当初の目標に向かって今進捗しつつある。地域金融機関、リレーションシップバンкиング等々については、さらにこれを強化し

等進みつづけられ、また大きな結果と  
ては、これは証取法の改正、公認会計士法の改正  
味での、大きな意味での資本市場の活性化につい  
る。それと、貯蓄から投資へという、より広い意  
思で、いかなければいけないというふうに思ってい  
ていいかなければならないといふふうに思つてい  
る。

最後のデフレの問題は、これは先ほども御審議をいたしましたが、今申し上げた三つの中では出しますまでにはやらなければいけないことがたくさんある状況だと思っております。

比較的やはりおくれている問題であろうかと思つております。この点は、もう申し上げませんが、引き続き政府、日銀一体となつた協力が求められている分野だ、そのように思つております。

聞きましたが、特に谷垣大臣に関して意外だったのは、人質の問題が出てこないのは、やはり大臣としては私はまずいと思います。

今、やはり、この三年間総括して、結果で見た場合、小泉内閣のやった大きなことと申しますと、まず、対外的には、自衛隊の陸海空の三軍を戦後五十九年間で初めて海外に出した。その結果

果、今、三人の日本人の方たちが人質にとられ、情報の錯綜する中でいまだに解放されない。

やはりこれは大変な問題でありまして、要するに、財務大臣であろうとどの大臣であろうと、全大臣が、これは国会と政府が一丸となつて取り組

まなければならない課題であります。私は、これは一日も早い、一刻も早い人質の解放に私たちも全力で取り組まなければならないと思います。ただ、何でこういったことが起きたか。私は、

やはりその原因が大切だと思うんですか、小泉内閣の底流に流れる、これは経済もそうですし今度のイラクの人質の問題もそうですが、大きな一つの問題が、危機意識が非常に欠如してきてる、そこにすべての問題の原因があると私は思っていい

ます。  
特に、二月十三日の予算委員会におきまして  
も、実は、イラクの問題に関しまして総理大臣が  
余りにも危機意識が欠如していると、その政治姿

勢を正させていたいたわけであります。具体的に言いますと、一月の八日にイラクのサマワに日本陸上自衛隊の本隊が到着をしたわけであります。その当時でも、テロが続発しまして三百人以上の米兵が死亡している、そんな中で、非常に

緊迫感高まる中でのイラク、サマワへの陸上自衛隊の本隊の到着だったわけですが、その前日の七日の土曜日に、総理本人が、戦後五十九年九月間で初めてこれだけの海外派兵をしておきながら

ら、本人は映画館に行って「サービスケット」の映画を見て楽しんでいて、とてもよかったです。私が予算委員会でその点質問しましたら、私が予算委員会でその点質問しましたら、「サービスケット」の映画を見るように薦めただぐ

非常に、やはり私は、これはそういう危機意識が欠如しているから今回のような事件が起きたのだと思います。

特に、これは自衛隊の派遣云々を抜いても、もしああいう形で自衛隊を出すのであれば、やはり大変危険だからこそ自衛隊を派出しているわけあります。やはり、邦人の、撤退勧告ではなくて撤

退命令を出していくとか、イラクないしその周辺、ヨルダンとか周辺に対しては渡航制限をするなど、現行法でできないなら法改正も同時にやりながら、日本人の生命、身体、財産の安全、これを見きっちり守ることを私は同時並行してやるべきだつたと思うわけであります。やはり、危機意識が大変欠如していると言わざるを得ないと私は思っています。

また、この三年間の総括をちょっととしてみます

が、やはり何といましても、私は、最大の問題は、お詫びありますように、両大臣に一番直結します経済なんですね。この結果を見てみます。まず

結果で判断をします。

株価ですが、ちょうど十三年四月二十六日の就任時、一万四千円あつたわけですよね。それ

が、御案内のように、十五年の四月二十八日、七千六百七円とバブル後最安値になつたわけであります。四六%も下落したわけです。これはもちろん金融機関と企業を直撃しました。失われた資産

が百五十兆とも一兆とも言われているわけです。今も、株価が上がってきたなんと言つていますけれども、就任時よりも一千円も低いわけですよ。

あの森内閣よりもですよ。これをちゃんと私は認識しないといけないと思います。

その結果、日本経済に与えたインパクトがどれほど大きかったか。死屍累々ですよ。これ具体的に言いますと、まず、自殺者です。これは三年間で、小泉内閣の三年間で九万人を超えるのは確実です。また、実数は、先生御案内のように、暗数がありますので、三倍の三十万人がこの三年間で自殺をしているわけであります。

また、倒産を見てみると、この三年間で、小泉内閣の三年間で、これは五万五千社を突破します。そして、倒産による直接の失業者だけでも約五十七万人です。家族を含めますと、倒産被害というのは百五十万人と言われているんですよ、この三年間で。

また、御案内のように、個人破産、これも史上最多でですね。昨年は二十四万件を突破したわけ

であります。何と、この小泉内閣の三年間で五十万件を個人破産は突破する勢いです。

そしてまた、雇用、経済の最後の出口であります雇用の問題、特に若年層の就職の問題であります、御案内のように、高校生の就職内定率に至っては史上下から一番目です。大学生は過去最悪ですよ、四人に三人ぐらいしか就職できないわけですね。

そして、家計に目を転じてみると、実収入も可処分所得も、消費支出も六年連続減少しているわけで、もちろん三年連続減少ですよ。

そして、さつき谷垣大臣がおつしやった安全の問題であります、犯罪、これが御案内のように

に、一昨年二百八十五万件、ここ五年で四〇%も増加したわけですね。

極めて異常な事態が実はこの三年間に起つたわけであります。こういつた内容が両大臣から聞けないことは、私は、やはり危機意識が大臣たちも少し足らないんじゃないかと思うわけであります。

私は、この小泉内閣の三年間を結果で見て総括をすると、明らかに、その最大の成果は、景気の悪化と犯罪の増加と国民の生命を危険にさらしたことがあります。一言で、小泉内閣の特徴といふことだと思います。

ただ、あえて申し上げれば、やはり問題を先送りしてはいけない、不良債権処理を先送りしてはいけない、財政の健全化を先送りしてはいけない、そういう根本的な危機意識があるからこそ、

当スピードを持って走れるようになつたけれども、中小企業がどうだ、あるいは非製造業がどうだ、というのも今までずっとひつかついていた問題でございますけれども、それも、日銀短観なんかを見ますと、少しこちらにも改善の兆しが見えていると思います。

それから、先ほどおつしやった中で、雇用情勢は依然として高い失業率をずっと続けておりま

す。これは確かに厳しいなと私も思つておりますけれども、これもやや持ち直しの動きは見られるんじゃないかな。

それから、経済で見ますと、こういうところは竹中大臣にお話いただいた方がいいわけです

が、長い間、やはり個人消費がどうなのかといふのは非常に心配でございましたけれども、いわゆるデジタル家電みたいなものが大分好調で、個人消費も少しよくなってきたのかなというふうに思つております。

でも、正確な事實を、現状認識をしなければ、す

べての政策というものは絵にかいたものになるわけです。例え、今度のイラクの問題を見ても明

らかなように、全く情報がそれでいいわけであ

ります。解放もされていないにもかかわらず、与

党の幹事長が、解放されるのは撤退をしないと宣

言したからだとのうんざり言つてしまふ、これ

は私は、やはり現状の認識が余りにもちやんとで

きていなないんじやないかと思つています。

そこで、竹中大臣も谷垣大臣も、今、数字的に言いますと、確かに、消費関連の数字等、工作機械受注統計等を見ても、いい数字も出てきている

んですよ。大臣、実体経済の現状については両大臣はどのような御認識をお持ちでしようか。

○谷垣國務大臣 いろいろ今までの経緯、数字を挙げておしゃかりをいただきましたけれども、私は、先ほど、輸出に引っ張られている面があると

いうふうに申しましたけれども、やはり設備投資それから輸出、こういうものが相当引っ張つて、着実に景気回復を続けているんじやないかと思ひます。

それで、心配なのは、企業、やはり大企業は相

当スピードを持って走れるようになつたけれども、中小企業がどうだ、あるいは非製造業がどうだ、というのも今までずっとひつかついていた問題でございましょうけれども、それも、日銀短観なんかを見ますと、少しこちらにも改善の兆しが見えていると思います。

それから、先ほどおつしやった中で、雇用情勢は依然として高い失業率をずっと続けておりま

す。これは確かに厳しいなと私も思つておりますけれども、これもやや持ち直しの動きは見られるんじゃないかな。

それから、経済で見ますと、こういうところは竹中大臣にお話いただいた方がいいわけです

が、長い間、やはり個人消費がどうなのかといふのは非常に心配でございましたけれども、いわゆるデジタル家電みたいなものが大分好調で、個人消費も少しよくなってきたのかなというふうに思つております。

一つは、まさに金融の、不良債権に象徴される

局面でございましょうけれども、そういう意味では、冷静に考へると、今までよりも違うところがやはり一点はあるんだろう。

一つは、まさに金融の、不良債権に象徴される

ような、一種のコンフィデンスといいますか、そ

ういうところはかなりはつきりしつかりとしてき

ているのではないのだろうか。それが、金融危機

という言葉を生じないで年度をまたいだというこ

とにも象徴的にあらわれるのではないだろうか。

第二点は、やはり、何かあると公的部門に依存するという体質、そういう体質そのものが、総理

のかけ声のもので、各経済主体の中で、しつかりと自立型の経済に向かいつあるのではないだろ

うか。もちろんこれは途上でありますけれども、そういう点が今までとは違つたところではあろう

かというふうに思つております。

ただ、いずれにしても、残された問題は多々ございます。この方向をやはりしっかりと守り、さ

らに加速させることが実体経済をさらに強くしていく唯一の道であると思っております。

○小泉(俊)委員 今、実体経済の現状について両大臣がどういう認識をお持ちかということをお尋ねさせていただいたわけありますが、私は、やはりまだまだ認識が、正確な国民の皮膚感覚が、

どうもやはり大臣たち遠いところにいらっしゃるものですから、伝わっていないんだなということを思います。

今、明るい兆しが確かに出ているんですが、毎回やらせていただいていますけれども、十五ヵ月間で三十五兆円ものドルを貰い、史上空前のことを見つめやっているわけですね。そしてまた、今日、兆しが見えてきたとは言っていますが、先ほどお話し申し上げたように、この三年間、日本国民の死屍累々の上を歩いてきて、無理無理に無理を重ねてようやくここまでぎりぎり持つてきているわけあります。

その中で、先日、今保険の事務センターにお勤めの私の知り合いの方からメールをいたしましたが、今、一日百五十件、一年間で言うと五万件もの生命保険の減額の依頼が来ているそうあります。だれでも生命保険の保険金は減らしたくないんですね。でそれとも、保険料を払えないんですよ。そのために、やむを得ず契約変更で減額をしたり、また解約をしている方たちが今物すごい人數になっています。私の知り合いの中でもかなりおります。

そしてまた、御案内のように、「一千四百兆円国

次に、また経済統計のお話に行きますが、何しろ実態を正確に把握する目と耳は、やはりこれは

○小泉(俊)委員 実は、十二月調査につきましては二月にも訂正があつたんですよ。また、内閣府は、二〇〇二年度の国民経済計算におきましても二回訂正しています。ことしに入つて全部で何と四回も訂正しているんですが、これはやはり、

ところが、今お手元に、配付資料のこの一ページなんですが、これは十二月の単身世帯消費調査であります。が、これを見ていたらとわかるんですが、何と三十五ヵ所も数値に誤りがあるんで

す。それも、プラス、マイナスを単純に間違えた

というのではなくて、下から二番目なんか見ますと正しいのはマイナス〇・三なのに、誤ったのはプラス一・五になっているんですね。もうこ

こまで間違えちゃうと、統計なんというのは信用が全くできなくなってしまうわけですよ。

まず、なぜこんな間違いが起きたんでしょう

か、竹中大臣。

○竹中国務大臣 統計というのは本当に信頼の基礎のようなどころがあります。信頼の基礎であり、政策判断、皆さんの企業家計の意思決定の基礎でありますから、こうしたミスは絶対あってはならないものだと思つております。

私もその話、三十五ヵ所の誤りがあるということを聞かされまして、もちろん大変遺憾に思いましたが、まず、それ以前に大変つくりました。これはもう遺憾であるし、役所の仕事ぶりとしても本当にみっともない話であるというふうに思つております。

詳細は、必要があれば担当者から説明させますけれども、聞いたところによりますと、この表、データの誤りというのは、大型のコンピューターで得られる結果をパソコンに転送する際に操作上のミスがあったということです。しかし、今後、こんなミスが生じないようにするため

に、データ転送の際には、データチェックを行う作業を追加する。さらには、複数名で目視による多重のチェックを行う、そういう措置を講ずることとしております。

この件につきましては、大変遺憾に思つております。

○小泉(俊)委員 ますし、申しわけなく思つております。

○小泉(俊)委員 実は、十二月調査につきましては二月にも訂正があつたんですよ。また、内閣府は、二〇〇二年度の国民経済計算におきましても二回訂正しています。ことしに入つて全部で何と四回も訂正しているんですが、これはやはり、

先ほど申し上げましたように、議論の前提が全部飛んでしまうし、国民は統計を全く信用できなくなりますので、何らかの抜本的な対策をとらないと、こんなことをやついたら、竹中さ

ん、全部信用されなくなりますよ。

この点について、どういう抜本的対策をとられるのか、お答えいただけますでしょうか。

○竹中国務大臣 御指摘のように、確かにそういう誤訂正が複数回続いております。これは、たまたま

まさういうことが起きたとかいう問題ではなくて、やはりシステムに何らかの問題があるという

ふうに認識しなければいけないと私は思います。これ

は、私の責任で、しっかりと実態を把握した上で、対応策につきまして組織的にしっかりと検討をさせます。

○小泉(俊)委員 これは毎回、実は、当選以来私はずっと竹中大臣に統計の問題を言つてゐるわけ

であります。これがいかに大切かということを肌身にしみて感じているからです。ですから、その基礎が揺らいだのでは、今やうとしているすべての発言が全部、大臣の発言も狂うんですよ。現状認識ができていないという話ですから。ですか

ら危機意識が欠如する。ぜひともこれは、抜本的な対策を国民に向けてきちっと大臣が発表されることを私は要求します。

○小泉(俊)委員 これは毎回、実は、当選以来私はずっと竹中大臣に統計の問題を言つてゐるわけ

であります。これがいかに大切かということを肌身にしみて感じているからです。ですから、その基礎が揺らいだのでは、今やうとしているすべての発言が全部、大臣の発言も狂うんですよ。現

状認識ができていないという話ですから。ですか

ら危機意識が欠如する。ぜひともこれは、抜本的な対策を国民に向けてきちっと大臣が発表されることを私は要求します。

○小泉(俊)委員 次に、今回の法律も含めまして、金融政策全体についてちょっとお尋ねをいたします。

日本の国力の源泉とというのは、戦前は日本も軍事五大国の一いつでありましたので、軍事力も国力の源泉になりました。しかし、敗戦によつて私たちがそれを失い、資源も何もない、唯一この日本の國の國力の源泉は経済力だけなんですね。今、数字をちょっと見てみると、エネルギー

が全額でどのぐらい輸入されているか、大臣、御存じですか。これは、全エネルギーの八割輸入しています。原油の九九%を今輸入に頼つてゐるわけです。二〇〇三年の原油、天然ガス、石炭の輸入総額というのが七兆七千六百五十億円なんですね。

それとともに、私たちの生活に不可欠な食料であります。穀物自給率何%だが、大臣御存じですか。時間がないので私が言いますが、実は、世界で統計を比較すると、カロリーベースなんて載つてないんですね、すべて穀物自給率でいくわけあります。穀物自給率何%だと若干上がります。これは、国連加盟百九十一カ国中の下から六番目ですよ。ジャマイカ、パプアニューギニア、イスラエル、リビア、アルジェリア、日本なんですね。七位ぐらいに直近の統計だと若干上がりましたが、一昨年はこんなところです。その結果、我が国は、大量の食料を輸入してます。二〇〇二年の食料の、全部ですよ、生鮮食料品からすべて入れまして、輸入総額は七兆二千億円に上るわけであります。

この国は、一億二千七百五十万人が生きていくためには、毎年毎年約十五兆円のお金がどうしてあります。これがいかに大切かということを肌身にしみて感じているからです。ですから、その基礎が揺らいだのでは、今やうとしているすべての発言が全部、大臣の発言も狂うんですよ。現状認識ができていないという話ですから。ですか

ら危機意識が欠如する。ぜひともこれは、抜本的な対策を国民に向けてきちっと大臣が発表されることを私は要求します。

○小泉(俊)委員 これは毎回、実は、当選以来私はずっと竹中大臣に統計の問題を言つてゐるわけ

であります。これがいかに大切かということを肌身にしみて感じているからです。ですから、その基礎が揺らいだのでは、今やうとしているすべての発言が全部、大臣の発言も狂うんですよ。現

状認識ができていないという話ですから。ですか

ら危機意識が欠如する。ぜひともこれは、抜本的な対策を国民に向けてきちっと大臣が発表することを私は要求します。

そこでまず、法案に入る前に、この三年間の金融政策、私は、これは失敗があるのではないかと 思いますので、この点について御質問いたします。けれども、先ほど申し上げましたように、政治とか行政というのは、これはあくまで結果責任なんですね。こういう政策を目指すじゃないんです よ、もう三年もやっているわけですから、結果で 判断しなきゃいけないと思います。

そこで、ここ三年間の金融政策の結果をちょっと 見てみますが、まず、主要行の不良債権残高、 これは、平成十三年の二十七兆円、平成十四年の 二十兆二千億円、平成十五年の九月期の十七兆五 千億円と、確かに不良債権残高は減少しつつある わけです。

そこで、今資料をお配りしている二ページ目な んですが、これを見ていただきたいと思います。 これを見ますと、貸出金額が右側に書いてあります。もう着実に減ってきてます。特に二月の銀行 の貸出額の残高というのは、前年同月比マイナス五%です。何と七十四カ月連続前年割れですよ。六年間ですよ、これ。特に都銀は前年同月比マイナス八%と、九十カ月連続で前年割れで ね。

一方また、今お配りの二ページの左側ですが、 国債の保有残高ですよ。これだけは急激に買上げ がつてまして、一〇〇三年末で九十三兆八千六 百億円と、昨年から三割もふえて、過去最高で す。九八年末の三十兆円から、五年間で三倍にも ふえているわけですね。

これは、竹中大臣と当選以来ずっとこの委員会 でお話をさせていただいておりますが、私は、不良債権を強制的に処理するのはまずいという話をしましたところ、不良債権を推し進める目的とい うのは、不良債権が減れば、当然企業に資金が、 貸し出しがふえる、融資がふえて実体経済に資金が 回るようになることがこの不良債権処理の目的だと思 う。そういうお答えをいたいたこともあります。しかし、公的資金、今まで、これ は三年間ではないですが、ぶち込んだ金額という

のは三十七兆四千億ですね。ところが、実際には国債だけ買っている、実体経済に全く資金が流れていません。

結果から見ると、私は、この三年間の金融政策は明らかに失敗なのだと思います。ですが、竹中大臣、ちょっと時間なくなりましたが、簡潔にお答えいただけますか。

○竹中 国務大臣 簡潔にお答えるのはなかなか難しいんでございますけれども、先ほど申し上げましたように、いろいろな制約条件の中で、しかし、不良債権を減らしていくなければ次の段階に行けない、それは恐らく民主党案も同じ立場に立つておられるのだと思います。

我々としては、そうした中で、バブル期に膨れ上がった貸出金の調整、広い意味でのバランスシート調整を銀行がずっと続けていた、しかし、それが今最終段階に差しかかりつつある中で金融機能をさらに強化していくことが重要であるとうふうに判断をしていくわけでございます。

○小泉(俊)委員 時間なくなりましたので、午後三時以降にさせていただきます。

○田野瀬 委員長 この際、暫時休憩いたします。

○田野瀬 委員長 午後零時十三分休憩

午後三時二十二分開議

午後零時十三分休憩

質疑を続行いたします。小泉俊明君。

○小泉(俊)委員 先ほど竹中大臣に、三時間前、お尋ねいたしましたが、再開ですのでもう一度お尋ねいたしますけれども、結局、不良債権の額は減ってきたわけありますね、ここ三年間。ところが、資料でお渡ししておりますように、実際のところ、銀行は国債だけを買い上がり、市場にお金が回らない、これがこの三年間の結果から見た場合の現実、事実なわけです。

この点について、結果から見て、この三年間の金融政策というものはやはり失敗だったんではな

いかというのを私は先ほどお尋ねさせていたたいたであります。その点について、もう一度端的に御答弁いただけますか。

○竹中國務大臣 小泉委員は、資料の中で、貸出金が減っている、一方、国債に運用されている、こういうことは銀行政策との関連でどのように評価するのか、そういうお尋ねであろうかと思います。不良債権は減っているんだけれども、どうお尋ねがございました。

貸出金につきましては、これも何回か御答弁をさせていただきましたが、確かに九七年ごろから減りをあつと減るわけでありますけれども、実はそれ以前に、とりわけ八〇年代を通して、数字には出ておりませんけれども、百何十兆というような、期間のとり方によつてはもつとありますけれども、非常に大きな貸出金の膨れ上がりがある。これがまさにバブルに向かう道であった。これは、比率でいきますと、GDPに対して七〇%ぐらいの比率で貸し出しが安定していながらも、それを超えるまで行つた。しかし、その一〇〇%を超える数字が、九七年ぐらいまでは実質的には減らないわけであります。そこからようやくいわゆる銀行のバランスシート調整が始まつて、いわゆる銀行の財務の健全化に向けたりストラが始ました。それがまだ途上にあるということだと私は理解をしております。この調整がどこまでいくのか、というのはなかなかわからないわけでござりますが。



を担保するような収益目標を掲げてビジネスプランを出させる、そういうふうな仕組みにならないという点をぜひ御理解賜りたいと思います。

○小泉(俊)委員 そもそも、今まで総額三十七兆四千億を超える公的資金の注入をやつてきたわけです。その結果が、先ほど私が資料を出していますように、国債だけが三倍も買い上がる形になります。だから、今回のこの法案が通ったときに、結局地銀等に国債を引き受けさせた場合だけの結果にならないように、もしそうなった場合は、今はつきりとお答えいただいて、そうならないようになります。

○竹中國務大臣 基本的にはこれは、その銀行はどういうポートフォリオを組むかということでおさいますけれども、我々としては、通常想定される姿としては、まず、これによって地域の金融を円滑化させるんだというプランを出していただかなければいけないわけです。その中に、国債を引き受けますとかというのは、これは出てきようがないと私は思いますし、万が一そんなものが出てきたら、これは立法趣旨から認めるわけにはいかない、当然そういうことになると思います。

これは、繰り返し言いますが、基本的には、ポートフォリオを、いろいろなその時の情勢で金融機関が判断することではございますが、我々としては、この立法趣旨にのつて、地域の金融を円滑化させるということのためにこの法律を運用する決意であります。

○小泉(俊)委員 それでは、結果を見て判断させていただきますので、しっかりとチェックしていただこうよ、よろしくお願ひいたします。

あと、この法律は、合併をする金融機関に対し優遇をしているわけでありますので、事実上、合併を促進する効果を持つた法律であると思います。そもそも、この法律を通して施行することによって、事実上合併が、仮に進んだとします。しかし、私は、この合併により銀行の数を減らすだけの結果になつたのでは、地域の経済を活性化す

るどころか、ますます中小企業の倒産を招いて、地域経済が疲弊する結果になるのではないかと思います。でも、竹中國務大臣、この点についてはいかがでしょうか。

○伊藤副大臣 私からお答えをさせていただくことをお許しいただきたいと思いますが、今回の法

律の目的については大臣が先ほどからお話をされていただいているとおりでございまして、委員御指摘のような、合併による再編の促進を目的としたものではございません。

その上で申し上げれば、国が資本参加をするこ

とによって、金融機関が十分な自己資本を確保す

る、そのことはリスク対応能力というものを増大

させていくことになりますから、そのことによつ

て金融の円滑化に資するものになるだろうとい

うふうに考えております。

加えて、新たな公的資金制度は、合併を行う金

融機関に対しても、国が資本参加をするに当たつ

て、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資す

る方策を具体的に記載した計画の提出を求めてお

りまして、そして、これを法令等の基準に基づい

て厳正に審査するところでございます。

また、新たな公的資金制度は、経営強化計画の

履行状況を私どもとしてもしっかりとフォロー・アッ

プして、そして、定期的に履行状況の報告を求め

た上でそれを公表することといたしております。

そこで、地域におけるパブリックプレッシャーに基づ

て、地域におけるパブリックプレッシャーに基づ

て

員をやついて、代表者をやついて、金融機関が破綻したりすると、当然、商法二百六十六条规定する損害賠償責任を負います。株主代表訴訟の対象にもなります。また、会社債権者に対しても、場合によっては、商法二百六十六条规定によって民事上の損害賠償責任を負うとともに、場合によっては特別背任罪等の刑事责任の可能性もあるわけですね。

そこで、しかし、今回の法案を見てみると、健全な金融機関は公的資金の注入が行われても注入時の経営責任は問われない、また、合併した場合には経営責任は問われないとしているんですね。

これは、先ほど言いましたように、地銀と第二地銀に八十三人、大蔵省と日銀から天下つてゐるわけですよ。私は、これはどうも、今回の法律というのを見ると、旧大蔵省や日本銀行から地銀と第二地銀に天下つた八十三人の役員の責任回避のための法案なんぢやないかとしか思えなひんですが、だからこそ、これは非常に経営者の責任というのを甘くしていんのですよ。合併すればほとんど責任要らないです、今までの過去の放漫経営の。これ、竹中大臣、いかがですか。

○竹中国務大臣 今回の御質問をいただきまして、我々、本当に金融機能を強化したいという観点からこの法案を提出させていただいているわけです。これは八十数人の大蔵省、日銀の責任回避のためだ、そういう解釈もあるのかなとちょっと驚いた次第なんでござりますが、これはもちろんそういう趣旨ではございません。金融機能を強化させるというその趣旨は趣旨として、純粹にぜひ御理解を賜りたいと思います。

その上で、責任が問われるべきは問わなければいけない、これは当然のことであろうかと思ひます。

委員は今、破綻した場合は責任があるというふうにおっしゃいました。破綻するようなところが、今回の対象の金融機能を強化するといふことには直接結びつくかということなんだと思います。

ます。例えば、基準行以下の場合は、その時点で破綻する危険がどうかわかりませんけれども、自己資本比率が低いような場合は、これはこれで実は経営責任は問われるわけです、今度の枠組みの中では。単独でやる場合は、これは結果責任が、目標値との乖離において結果責任が問われるわけです。

抜本的組織再編というのは、それそのものが組織の大改革、責任体制の思い切った確立になりますので、そういう中で、当然のことながら、責任体制をしっかりと確立していくくというメカニズムは、私はこれは働いていくのではないかというふうに考へてお尋ねさせていただきます。

○小泉(俊)委員 先ほどの御質問は、大統領選挙を考慮に入れて為替を決定しているんぢやないかとお問い合わせだつたと思いますが、そういうことは一切ございません。あくまで、ファンダメンタルズを安定的に反映していくような仕組みを確立した上で資本参加を行うことになります。

そういうことも組み合わせて、まさにモラルハザードが起らぬないように、そういうぎりぎりの仕組みをつくつたつもりでございます。

○小泉(俊)委員 健全行と破綻行は、足利だつてそうであつて、たつた一夜で変わるんですね。

○竹中国務大臣 私は、これは事実上、この八十三人の役員の責任を回避するための合併を促進するかなりの効果をもつ法律だと思います。そうなるかどうかちゃんと見ておきますから、しっかりと運用してくださいよ。

時間ありませんので、谷垣大臣に、最後に為替介入についてお伺いします。

○谷垣国務大臣 谷垣大臣は、八日の都内の講演で、アメリカ大統領の選挙を考えて介入をするとかしないとかの方針はとつていない、こういうことを述べたといふことが新聞報道であるわけあります。しかし、何といましても、ことしの十一月のアメリカ大統領選挙、これは、アメリカばかりではなく世界経済すべてに大きな影響を与えるますね。やはりアメリカの産業界といふものは、大統領選挙を控え、どうしてもドル安を望んでくる。三月十七

日のスノーフィー財務長官の介入の批判もこのあらわれたと私は思うわけであります。

本当に、大臣、為替介入というのは、自主独立の、御自分の判断でやれるんですか。大統領選挙について講演でお話しされたみたいでそれでも、その点について、大統領選挙と為替介入の独立性についてお尋ねさせていただきます。

○谷垣国務大臣 今委員の御質問は、大統領選挙を考慮に入れて為替を決定しているんぢやないかとお問い合わせだつたと思ひますが、そういうことは一切ございません。あくまで、ファンダメンタルズを安定的に反映していくような仕組みをするにはどうしたらいいか、それに対する異常な動きがあつたらどうすればいいかということを念頭に置いてやっているわけでございます。

ただ、これはアメリカだけではございません、ヨーロッパの為替当局あるいはアジアの為替当局であろうと、緊密にいろいろ連携や情報交換をしていることは、これは間違いございません。

○小泉(俊)委員 最後、時間ありませんが、三月二日、グリーンスパン議長、そして三月十七日、スノーフィー財務長官も介入を批判しましたね。三月十七日の前日の十六日に私が質問をして、その日から円高が始まりました。私の質問の次の日に、十四日に、スノーフィー財務長官が介入を批判して、その途端、それ以後、百十円ぐらいたつた円が百三円ぐらいまで激しく円高になつたわけですね。

谷垣大臣の今までの介入姿勢からすれば、当然介入をしていいはずであったにもかかわらず、それ以来していませんよね。これは、アメリカの批判により介入の姿勢を変更したのではないですか、大臣。

○谷垣国務大臣 介入しているかしていないかを発表いたしますので、それまで私は、いつどうしたことかというようなことは申し上げません。

○山口参考人 私どもでは、国債市場の重要性というようなことにかんがみまして、これまで國債決済の円滑化のための措置ですとか、あるいは国債市場に関する情報整備などを通じまして、中央銀行としての立場から、市場流動性とかあるいは市場機能を向上させるためのさまざまな取り組みを行つてき

います。

○小泉(俊)委員 それでは、アメリカの批判によって介入姿勢を変えないということは最後に確認させていただいて、それだけで質問を終わります。

○谷垣国務大臣 あくまで日本の判断に基づいて介入を行つておられます。

○小泉(俊)委員 終わります。

○田野瀬委員長 次に、五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 民主党の五十嵐文彦でございます。

○小泉(俊)委員 日銀の山口さん、来ておられますね。お忙しい

九日に、国債の補完供給制度、いわゆる品貸しについては、四月三日の日本経済新聞で、そういう制度を導入になるのではないかという推測記事があつて、その後、記者たちが取材に行くと、日銀の幹部は、まだ詰めるところが多くて、検討中なので導入を決めたとは言えないんだ、こういふ取材記者に対するお話をしているんですけど、ばたばたと九日に決められた。詰めるところがたくさんあるにもかかわらず、なぜこんなに急いでおやりになつたのか、不思議だな、こう思つているわけですから、市場のマネーを国債によつて供給しやすくする、こういう制度にもなりますので、確かに市場の混乱を防ぐというのは一つの日銀の役割でしょうかけれども、そんなに今せつぱ詰まつて急いでやらなきやいけないことなのかどうかということをまずお伺いしたいと思います。

○山口参考人 お答えいたしました。

私は、五月に、何日にどれだけ介入したという数字を発表いたしますので、それまで私は、いつどうしたことかというようなことは申し上げません。

ただ、介入の基本姿勢は変えているわけではありませんで、ファンダメンタルズと乖離したような動きが出てきたときや、こういうことでござ

たところです。  
ごめんなさい。

一方で、市場参加者におきましても、国債市場における決済の一層の円滑化ですとか、あるいは市場全体としてのリスクの軽減に向けていろいろ

な努力が行われてきている、こういう状況でござります。

実は今回私どもが国債の補完仕組制度通り組みの延長線上の施策でありまして、そういう中で、この二月の二十六日の私どもの金融政策決定会合におきまして、検討をするように指示があつたわけであります。そうした検討の結果を受けまして、四月九日の決定会合におきまして、具体的なスキームを含めて導入に関する決定が行なわれました。

○五十嵐委員 金然お答えになつてないですね。詰めるところがまだあるというのに、なぜこそこそと、いつの間にか事務室から出でて、二

なんに急いでやるか延した事情があるんですかと  
いう質問をしたのに対して、全くお答えになつて  
おりません。うがつて見れば、最近どうも日銀さ  
んは、政府の国債政策に極めて、アコードという  
言葉がありますけれども、協力するのは当然かも  
しれないけれども、武藤副総裁が誕生してから、  
やたら政府の財務省に協力をする姿勢というの  
を、忠誠心をお出しになつてているのかなど、皮肉  
に見ればそうとれるわけですね。

なことになるのではないかという心配を私どもはしているわけであります。

日銀が国債を過剰に抱え込むということは、これは実際に日銀の金利政策を制限することになるわけですね。なぜなら、日銀自体が国債をたくさん持てば、長期金利の上昇によつて保有国債の価値が減価しますから、みずからのお資本を毀損することになります。ということで、みずからのお自己資本を維持するために、なかなか金利上昇ができないくなる、させられなくなるという自己矛盾が起きてくるわけです。

そういう意味で、日銀が国債をたくさん持つということは非常に大きな問題を含むことになるわけですが、そういう認識をお持ちなのかどうかということをお伺いしなければならないと思います。

ということで、この間、日銀改革それから金融改革というものは日銀の独立性を高めようという方向で動いてきた。それを日銀副総裁に、武藤さんは立派な方だと思うわけですがれども、しかし、そういう形で独立性を放棄するような方向に動いては、今までの改革が何にもならなくなるということを強くお考えいただきたい。

また、金利はある程度上昇していかないと調節機能というのは発揮できませんし、景気も本当によくならないんですね。つまり、富裕層が安心してお金を使うために、消費をするためには、どうしても金利は一定程度必要なんですよ。経済学でも、一定の、二%以上と言っていますけれども、一定の金利がないと金利機能は働かないし、経済学も働かないということが言われているわけですが、このことをよくかみしめていただきたいとい

すし、まだ下がっていることも事実ですし、実能的に言うと、期末の押しつけ貸しが非常に横行している。とにかく銀行がやってきて、数字を期末につくらなきやいけないから、中小企業に無理やり借りてくれと言つて、いわば押し売りをしてしまったわけですね。民間で普通の企業が押し売りをすれば、これは大変な問題でありますけれども、銀行は貸し手としての優位性を活用いたしまして、平気で自分たちにもうけさせろ、すぐ返してもいいから、わずかの間でもとにかく借りておいてくれということをやっている。特にこの期末については大変ひどいという状況を私どもは聞いておりますが、そういう実態について把握をしておられるかどうか、金融庁にお伺いします。

○五味政府参考人 お尋ねの、今期末の期をまたいだ貸し付けというのがどういう状況になつてますか、どうぞお聞かせください。

革といふことで、この間、日銀改革それから金融改革で動いてきた。それを日銀副総裁に、武藤さんは立派な方だと思うわけですけれども、しかし、そういう形で独立性を放棄するような方向に動いては、今までの改革が何にもならなくなるということを強くお考えいただきたい。

また、金利はある程度上昇していかないと調節機能というのは發揮できませんし、景気も本当にはよくならないんですね。つまり、富裕層が安心してお金を使うために、消費をするためには、どうしても金利は一定程度必要なんですよ。経済学でも、一定の、二%以上と言っていますけれども、一定の金利がないと金利機能は働かないし、経済学も動かないということが言われているわけで、このことをよくかみしめていただきたいといふふうに思います。

一方で、そのようにマネタリーベースは急増してじやかじやか供給をされているわけですが、マネーサプライそのものはその増加が極めて鈍化しているということですが、昨日ですか、発表されたたと思いますが、日銀の統計による貸出残高はどうぐらいいになっておりますか。

○山口参考人 お答えいたします。

民間銀行の貸出残高につきましては、三月時点での平残でありますけれども、三百九十七兆円とのことです。前年比では四・八%の減少ということがあります。もちろん、これにつきましては貸し出しの実勢を見るということで、貸出金償却などの要因を調整したベースで見てみますと、前年比一・六%の減少ということになります。

流れといたしましては、企業活動が景気が回復しているという中で上向きつつあるというようなことですとか、あるいは銀行の貸し出し姿勢が幾分緩和している、このような状況から前年比の減少幅自体はわずかながら縮小してきている、このような状況でございます。

的に言うと、期末の押しつけ貸しが非常に横行している。とにかく銀行がやってきて、数字を期末につくらなきやいけないから、中小企業に無理やり借りてくれと言つて、いわば押し売りをしているわけですね。民間で普通の企業が押し売りをすれば、これは大変な問題でありますけれども、銀行は貸し手としての優位性を活用いたしまして、平気で自分たちにもうけさせろ、すぐ返してもいいから、わずかの間でもとにかく借りておいてくれということをやっている。特にこの期末については大変ひどいという状況を私は聞いておりますが、そういう実態について把握をしておられるかどうか、金融庁にお伺いします。

○五味政府参考人　お尋ねの、今期末の期をまたいだ貸し付けというのがどういう状況になつてゐるかというのは、申しわけございません、把握をいたしておりません。

ただ、お話をありましたような、いわゆる押しつけでございますか、こういったことといふのは、銀行の正常な経済活動の中で行われるものでないような性格のものであれば、これは問題でございます。

例えば、資本注入行におきまして、経営健全化計画上、中小企業向け貸し出しを増加させるといったようなものがござりますけれども、この実績算出に当たりましては、真に中小企業の信用供与との円滑化ということに資するという観点から、そうした趣旨に反するような貸し出しは中小企業向け貸し出しの実績に含めないようになっています。各行におきましては、こうした指導に従いまして、趣旨に沿つた実績の算出をしておるものと、いうふうに承知をしております。

○五十嵐委員　しかし、実際に私どもが接している、今私どもは、中小企業パワー・ミーティング等を行つて、あちこち出かけて行って、先日は北海道へ行きました札幌で約三百人近い中小企業の経営者とお話ををしてまいりましたし、その後は滋賀県

の大津へ行つて、やはりこれも七、八十人の方々と話をしてきましたでしようか、こういう状況は確かにあつて、ひどくなつてゐる。それから、中小の金融機関の経営者の方ともお話ししてますけれども、むしろ大きい銀行が、都市銀行、大手行がやはり同じような押し貸しをしているというようなことを言つていますよ。

ですから、実際押し貸しをして数字をつくつていて、それでもなお貸出残高が減つてゐるといふことで、決して日銀さんがおつしやるような楽観したものではない。それでもなお貸出残高は、減り方は小さくなつてゐるけれども、減つているということを言つていますよ。

そしてまた、私どもは一番問題にしているのは、これこそが日本経済をかなり悪くしてきた大もとになつてゐるんですね。金融機関がなぜ公的な存在なのかといふと、それはやはり社会全体の、何度も出てきておりますけれども、経済の血液としての役割を果たしている、信用創造機能を果たしている、仲介機能を果たしている、決済機能を果たしているといふところにあるわけですから、ここが不全であるということは、それはとりもなおさず危機なんですよ。

金融危機というのは、経営者が危ないとか経営者が首になるかもしれないとか、金融機関の経営の数字が悪くなるとかいうことではなくて、これは金融機関本来の機能が發揮できているかいかないかによって判断をすべきなんです。

最初から機能に着目しているか、銀行という経営の数字に着目しているかという、その差は、微妙な差があるわけです。我々も数字は着目をいたしますけれども、本来は、機能を發揮していないければ、それは不全であり、それは危機なんですよ、クライシスなんです。その自覚が足りないのではないかということを終始申し上げてゐるわけであります。

日銀の皆様、結構でござります、ありがとうございました。

そこで、繰り返し御答弁を竹中大臣にいただい

てゐるわけですが、私どもは、単にちょっとと成人病を持つてゐるけれども危ない状況では全然ないんだという状況ではないと思っておりまして、その証拠が今言いました信用創造機能の極端な低下の状況にあるということを言つておられます。

が、それでは数字の世界に入ったとしてどうなん

だらうということを見ていきたいと思うんです

ね。

金融庁に数字を出してくださいということをお願いいたしまして、私どもはいたしました。

変努力していただいて、徹夜をしてつくついた

だいたいというふうに伺つておりますけれども、各

金融機関、主要行から始まつて地銀、第二地銀、

信金、信組のすべてについて、不良債権比率、そ

れからティア1、繰り延べ税金資産等の数字を出

していただきました。

私が集計した結果ですから、これは本当に合つて

いるかどうか、多分合つて思いますが、

ちょっと申し上げてみます。

不良債権比率が一〇%以上の金融機関というの

は、主要行プラス信託銀行プラス新たな新銀行、

これが全部で三十九行あるんですが、合わせて一

〇%以上は三行。地銀六十四行、これは足利銀行

は除いてあります、そのうち不良債権比率一〇%

以上は九行。それから、第二地銀五十五行のうち、

不良債権比率一〇%以上は十四行でございます。

今数字は十五年九月末なんですが、信金以下は

十五年三月末なので、ちょっと数字がずれてくる

かもしません。信金は三百六行ですか、そのう

ち不良債権比率一〇%以上は何と百八十八あります

す。それから信用組合、百八十一組合ですが、不

良債権比率一〇%以上は百十八あります。かなり

の数字に上ります。

それから、そのうち信金、信組というのは形態

が銀行とは違いますので、私どもは一〇%で切つ

たら酷かななどいうふうに思いますが、では二〇%

という数字を仮に置いてみますと、不良債権比率

二〇%以上の信用金庫は、それでも十四あります。

す。それから、信用組合は五十あります。

一方、中核的な自己資本に占める繰り延べ税金資産の割合が五〇%以上のところを挙げますと、これが先ほど言いました主要行プラス信託銀行プラス新銀行で三、地方銀行で八、第二地銀で五、信金で六、信組で七あります。

そして、その両方に共通してゐるところ、すなわち不良債権比率が一〇%以上で中核的な自己資本に占める繰り延べ税金資産の割合が五〇%以上、両方がかかるところが主要行プラス信託銀行で一、それから、足利銀行を除ぐ地銀で四、第二地銀で五、信金で六、ただし二〇%以上になると信金はゼロになります。それから、信組で一〇%以上、五〇%以上が七、二〇%以上

とのダブルでいきますと、六に一つ減ります。

こういう状況なんですね。これは必ずしも樂観できる数字ではないと思うんですが、この評価を

伺いたいのが一つ。

皆さんのところでは、この不良債権比率を、ど

のぐらいを目安というか基準というか、ポイント

に置いておられるのか。あるいは繰り延べ税金資

産の割合というのはどの程度であれば健全性が高

いと思っておられるのか、そのことをお伺いした

いと思います。

○竹中國務大臣 まず、数値につきましては、五

十嵐先生から要望があれば、金融庁は一生懸命い

つも対応しておりますので。

今数字について要約をいただきましたが、

ちょっとと今この場ではその数字は確認できないん

でございますけれども、基本的な先生のお尋ね

は、こういうのをどのように評価しているのかと

いうこと、特に不良債権比率、繰り延べ税金資産

についてどのように評価しているのか、そういう

お尋ねであつたかというふうに思います。

基本的に私どもは、大手については御承知のよ

うに金融再生プログラム、そして中小企業にとつてはリーン・ショーン・シップ・バンキングの枠組みの中

で、それ違う形ではあるけれども、経営の健

全化、そして金融機能の強化、そういう道筋を

探つてゐるわけでございます。

幾つかの指標がございます。今お挙げくださつ

た指標も重要な指標だと私たちは認識しております。

すけれども、基本的な収益指標等さまざまの指標

を基準としまして、その改善が必要と認められる

金融機関につきましては、我々の早期警戒制度と

いうのを持っております。アーリーウオーニング

のシステム、これは原因とか改善度等について非

常に深みのある、深度のあるヒアリングを行いま

して、必要がある場合には、銀行法二十四条に基

づいて報告を求めて、それで金融機関のまさに早

めの経営改善を促すということにしております。

総理返しますが、今委員は幾つかの指標をお挙

げくださいましたけれども、我々なりに指標を設

定して、それを基準として早期警戒の制度をとる

ことによって、さらに我々なりの報告徴求、さら

なる監督の体制をとつてゐることでござい

ます。

特に、委員のお尋ねのありました不良債権比率

そのものでなければ、これについて我々がどこ

が適当だとかそのような特別の基準を持つて

わけではありません。もちろん、満たすべき最

低限の基準というものは、四%、八%それぞれ守つ

ていただきなければ困るわけでございますが、こ

れは例えは自己資本を厚目にとつて非常にかたい

が適当だとかそのような特別の基準を持つて

わけではありません。もちろん、満たすべき最

低限の基準というものは、四%、八%それぞれ守つ

ていただきなければ困るわけでございますが、こ

れは例えは自己資本を厚目にとつて非常にかたい

が適當だとかそのような特別の基準を持つて

わけではありません。もちろん、満たすべき最

低限の基準というものは、四%、八%それぞれ守つ

ていただきなければ困るわけでございますが、こ

れは例えは自己資本を厚目にとつて非常にかたい</

をして、どのような形が好ましいのかということを広く御検討いただいております。

繰り延べ税金資産等々についても、今申し上げましたように、これは重要な項目であるけれども、その脆弱性についての認識を持ちながら、早期警戒制度等々、さまざまな観点から総合的な視点で我々なりのしつかりとした監督体制をとつていつているつもりでございます。

○五十嵐委員 私どもは何も数字で輪切りにしろと言っているわけでは実はないんですね。我々は

むしろ一輪切りにしてきたと皆さんには思つていいかも知れないけれども、世間的にはそう受け取られている。金融府が数字で輪切りにする行政をしてきたから、自分たちは無理やり自己資本を縮小して貸し出しを減らさざるを得なくなつていいふうに思つてゐる金融機関が実は多いわけですね。我々の方は、実はそうは考えていないで、あくまでも現場、実態に即して中小金融については考えるべきだという立場をとつていてるわけあります。

先ほど言いましたように、輪切りにしていけば

今みたいなことになつてくるわけですね。数字を見れば、不良債権比率が多い方は明らかに、おつしゃいませんでしたけれども、悪いわけですか

ら。しかし、不良債権比率と言うけれども、その見方には、実態的にはいろいろあるんだというのが我々の考え方であります。

いわゆる根雪的ななべつたり貸しの部分については、実はこれは特に信金、信組というようなところでは共同経営に近いじゃないかと。いわゆる提案型融資というのをずっと昔からやっていまして、いわば共同事業的に貸している。ですから、いわば資本として注入して配当をもらつていればいい、利息分だけもらい続けていればそれでいいんだという貸し方。そのかわり、そこのしつかりした経営者のいる企業についてはずっと守つていいんだ、そういう考え方でお貸しになつてある信金、信組というのは非常に多いわけですね。その実態に着目をすれば、むしろその部分は、

融資、リスクマネーではなくて、資本としてカウントすればいい。完全に資本としてカウントすれば、実は要管理債権が正常債権になる。つまり、金融機関側の自己資本比率も、これは分母が小さくなつて分子が大きくなるということになりますので、飛躍的に実は中小金融機関の自己資本比率も改善をしてまいります。その方がまたもなのではないかということを我々は主張しているわけです。

我々は何も甘くしろと言つてはいるんぢやなく

て、査定はあくまでもしっかりと厳密に粉飾決算しないようにやらなきやいけないんだけれども、実態的に貸し方として資本に準ずるような貸し方があって、それは、まさに金融機関がここは何が何でも守るということであればつぶれることはないわけですから、ある意味では助けられる。そういう部分もありますけれども、それはほかの事情があつてそういうカウントができる部分もない部分もありますけれどもね。それはほかの事項があつてそういうカウントができる部分も、きちんととしたプロジェクト融資か、プロジェクト融資にも今言つたように共同事業的な融資もあるわけですから、そういう部分は分ける方法があるんではないかということを我々は言つてはいるんです。

○佐藤政府参考人 一般の私どもの金融検査マ

ニユアル別冊、中小企業融資編の改定のうちに含まれておりますデット・デット・スワップについてのお尋ねでございますけれども、御指摘のとおり、今般の改定の中では、いわゆる根雪部分の融資について、これを資本とみなすに際しまして、

資本的劣後ローンに転換する契約が締結されると

いうことを求めております。これは、DDSに

よつて転換された劣後債権が資本的性格を有する

ということを明確に担保するためのものでござい

ます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろうかと思ひます。

具体的には、一つには資本的劣後ローンの返済

の時期、これがほかの債権より後になるといった

意味での劣後性。二つ目には、債務者にデフォル

トが生じた場合、金融機関の請求権の効力に劣後

性がある。三つ目には、債務者が金融機関に対し

て財政状況の開示を約すというようなことも求め

ております。これは、金融機関が劣後性をいわば

甘受いたしますので、その見返りといふこと。

こういったことが相まって、資本的性格といふものがいわば法的に担保されるということであろう

パンキングをなくそうとしているんじやないかと  
いうふうに金融機関側は思っていますよ、報道に  
もそういうのがたくさん出てくるじゃないかとい  
うことなどを指摘させていただいたんですが、それに  
対して、いや、新聞はみんな好意的に書いていた  
だいてるとか、そういう御答弁だったんですね  
が、私が見る範囲では、ここにあります、日経  
金融新聞の三月十八日付「ブリズム」という欄で  
すが、「新法の運用に透明性が求められるのはも  
ちろんだが、地域金融機関と金融行政の相互不信  
を解消しない限り、仮作つて魂入れずの結果にな  
りかねない。」というのが結論の言葉になつてい  
るんですね。これは、なぜこういう言葉が出てくる  
るか。まさに中央信用金庫や信用組合の業界団体  
にこの不信感が蔓延をしているから、こういう言  
葉が出てくるわけですね。

そのほかにも、私、読売新聞とか日経新聞の社

説を見ていても、同じようにやはりかな

り厳しい見方が含まれていますよ。それはみんな

好意的に見ていただいているというの、私は間

違ひだと思いますが、この指摘についてはどうお

答えになりますか。

○竹中國務大臣 金融行政としてしつかりとやつ

ていかなければいけない、そうしたことに関連し

て、信頼性をさらに回復して、地方の声、地方の

実態を踏まえてやつていかなければいけない、こ

れは私たち常にそのとおりであろうと思っており

ます。また、そうした点に対して、いろいろなマ

スコミ等々を含めて御指摘をいただいているとい

うことも我々は承知しております。

私が申し上げましたのは、基本的に、今回の枠

組みそのものについて、そうしたところも踏まえ

てありますけれども、今のこの時期に、地域の

活性化のために、地域金融の円滑化のために、政

府が一步踏み出すということは必要であると。そ

ういう趣旨、枠組みについてはかなり御支持をい

ただいているのではないだろうか。しかし、その

上で、形をつくって魂が入らなければいけない

から、そこはしっかりと運用しようと、その御指摘

は御指摘として私たちにはしっかりと賜らなければ  
いけないというふうに思つております。

いずれにしましても、今回の、今御指摘の DDS  
の使い勝手はいかがかということについても、現実に  
この DDS はもう何件か動き始めています  
ので、現実にこの DDS はもう何件か動き始め  
ている例もございますので、しっかりと活用できる  
ようにしていただけるように、運用はしっかりと  
行いたいというふうに思つております。

同時に、そうした中で、地域の実態、各金融機  
関の実態はしっかりと謙虚に見きわめでいきたい  
というふうに思つております。

○五十嵐委員 その DDS の話も、私どもは、か  
なり以前から実態を見た上で中小金融については  
判断すべきだということを主張し続けてきました。今  
も、私どもの方がむしろ、中小の金融機関にとつ  
ても、あるいは中小企業にとつても、使い勝手の  
いい、使い勝手がいいと言ふより実態に合つた提  
案をさせていただいていると思うわけですから  
も。

一方で、中小の金融機関なり中小企業の皆さん  
が、政府のあり方方が自分たちには冷たいと言われ  
るもとが幾つかあるわけですね。例えば、先ほど  
新 BIS 規制の話が出ていましたけれども、バーゼルで  
行われた新しい BIS 規制の話し合いであ  
りますけれども、森元金融庁長官は、バーゼル  
で、国債のリスクウェートが、今ゼロですか  
れども、これを上げようという話が出ていて、上げる  
方向になるという報道があつたわけですけれど  
も、その場合でも、ローカルルールを適用して、  
日本は国債はリスクウェートをゼロを守るんだ  
というようなことを早々この委員会で表明をさ  
れました。そういうことを言われたんですけれど  
も、あれは記者会見で言つてゐるのか。記者会  
見で言つて、私どもは委員会でその発言を確かめ  
ましたけれども。

一方でそういうことを言いながら、日本では中

小企業金融が中心であります、直接金融より間接  
金融が中心の金融の形態を持つて、日本独特  
の形態。そして、日本では、外国と違つて、担保  
とか個人保証とか第三者保証とかいっぱいとつ  
てあるわけですね。こういう実態から見て、いわゆ  
る普通の貸し出しを、リスクウェートを一〇〇%  
というのはおかしいじゃないかと。担保をとつて  
いるんだから、日本については割り引いて評価さ  
れてもいいんじゃないいか、例えば七〇%評価にし  
てくれれば自分たちは随分違つんだというふうな  
話が出ております。こういうような日本独特の、  
それこそ金融の実態に合わせた主張というのを  
バーゼルでなさつてはいるのか、BIS の会議でな  
さつてはいるのかどうか。

そういうことはしないで、たくさん国債を持つ  
て、いや、あくまでも国債のリスクウェートは B  
IS でどんなに決まろうとゼロなんだ、そういう  
主張ばかりが入ってきて、中小企業あるいは中小  
の金融機関の方に目を向けた主張が日本側から聞  
こえてこないじやないか、こういうことがこうい  
う不信感につながつてゐるんじゃないかなと思つ  
うですが、それはどういう状況になつております  
か。

○竹中國務大臣 新 BIS 規制、バーゼルの話そ  
のものについて、きょうは通告をいただいていま  
せんので余り正確な回答はできないかもしれません  
が、基本的には、バーゼルの場というのは大  
変重要な場でありますし、我々としては、日本の  
実態に即した、まさに日本の金融当局としての主  
張をかなり強く行つてゐるつもりでござります。  
そこで問題は、お金が回るということが問題な  
のでありますし、先ほどから出でていますけれど  
も、中小の金融機関を寄せ集めて資本を大きくす  
ればそれでいいということにはならないのです  
ね。金融機関の健全性が大事だ、機能が大事だと  
いうことを考える立場からは、それは集めればい  
い、強化すればいいということにはならないわけ  
でありますけれども、その辺について、もう一度  
竹中大臣から、方向性、方針をお伺いしたいと思  
います。

○竹中國務大臣 この点は、五十嵐委員が今おつ  
しゃいましたことに尽きていくというふうに私も  
のばかりばりの専門家を一つの委員会の事務局長ク  
ラスで送り込みまして、これは、大変重要な高い  
地位に日本人がつくというのも、当時はなかなか  
話題になつたわけでございますけれども、そういう  
点も含めて我々としてはしっかりと取り組みをして  
いるところでございます。

BIS 規制の見直し作業については、中小企業  
向け、個人向け融資はリスクウェートを軽減する  
ということ、これは我々も主張しておりますし、  
繰り返しになりますが、全体としてはそうした方  
向で今議論が進んでいるというふうに認識をして  
おります。

○五十嵐委員 それにしては、ことしの三月に  
なつて、さんざん貸し渋りや貸しはがしによつて  
中小企業がつぶれてしまつた後になつてこういう  
救済措置的な DDS を使つたものを出してくると  
か、そういう姿勢にやはり問題があるのではないか  
かなと私どもは思つてあります。

そこで、後はそもそも論にもう一度戻つていか  
なきやいけないとと思うんですが、実態的に、つぶ  
たまたま担保価値、資産価値が下がつたために、  
根っこから返してくれと言つて、フローはきち  
んと回つて、黒字を出し、利益を上げていても  
かかわらず、貸し渋り、貸しはがしに遭つてつぶ  
れてしまつた中小企業が私の地元でも死屍累々と  
してはいるわけであります。

そこで問題は、お金が回るということが問題な  
のでありますし、先ほどから出でていますけれど  
も、中小の金融機関を寄せ集めて資本を大きくす  
ればそれでいいということにはならないのです  
ね。金融機関の健全性が大事だ、機能が大事だと  
いうことを考える立場からは、それは集めればい  
い、強化すればいいということにはならないわけ  
でありますけれども、その辺について、もう一度  
竹中大臣から、方向性、方針をお伺いしたいと思  
います。

平成十六年四月十三日

思いますが、規模が大きくなれば金融機関はそれでよくなる、ないしは自己資本が厚くなればそれでよくなる、そういうものでは全くないわけでございます。まさに金融機能をしつかりと發揮していただかなければいけない。その金融機能を発揮しているときの一つのリスクバッファードとして自己資本というものはそれなりに重要な役割を果たす、これはこれで事実だと思います。

しかし、同時に、収益をしつかりと上げて、しつかりとした審査を行って、しつかりとした貸付を行なうような責任ある経営体制の確立等々を伴つていなければ、これは意味がないわけでございます。

そうした観点を踏まえて、今回の新たな公的資金の枠組みの中では、まず何よりも経営強化計画を出していただきて、その中で収益とかの見通しをしつかりと示してください。同時に、地域金融の円滑化に資するような施策そのものをしつかりと示していただき。それをしつかりとした基準に基づいて審査を行って、まさに経営改革を行なった金融機関が金融機能を強化できるかどうかということを見定めて資本の増強を必要に応じて行う、そういう仕組みになつているわけでございます。

したがつて、そこは繰り返しになりますけれども、これは単純に資本を増強する、単純に合併で規模が大きくなる、そういうことを我々は考へているわけではないわけでございます。同時に、キャッシュフローが重要である。一部のROAとかROEというよりはキャッシュフロー、さらにはむしろ経営者の資質、地域への密着度、そういう点については、これはこれで、まさに先ほど委員がDDSに関連しておっしゃったように、しっかりと中小企業の実態に即して見ていかなければいけない。

そういうことを踏まえて、我々は検査マニユアルの中小企業編の改定を行なつたわけでございますし、リレーションシップバンキングの銀行に対する総合的な監督指針等々の中にもそういうものを織り込んで、今、その地域の実態に即した、中小

企業の実態に即した金融の検査監督行政をしつかりと行つていこうとしているわけでございます。

○五十嵐委員 それでは、数を減らすことがあることは合併させることが目的ではないと言ふのであります。金融機関の組織再編法というのは何だつたのかという問題がでてきます。また、その再編法

で出されてきた算定根拠と、今回もまた出してきた算定根拠は、むしろ目標数値のように見受けられてもおかしくない数字ではないですかといふことがあります。ただ、その点についての御答弁をいたさないのが一つであります。

もう一つは、それでは確かめますけれども、本当に目標数値というようなものは持つてないといふことがありますので、その点についての御答弁をいたさないのが一つであります。

もう一つは、それでは確かめますけれども、本当に目標数値というような数字ではないといふことを確認させていただいているんです。要するに、地銀は幾つ、第二地銀は幾つ、信用金庫は幾つ、信組は幾つといふように目標数値を金融庁として持つておられるわけではありません。これで、目標にすべきではないのかというようなお尋ね

再編の趣旨だったわけでございます。

最後のお尋ねになつた点がよく私理解できなかつたんでありますけれども、預貸率そのものを

もとそこでは変わりないと言うのであれば、預貸率が極めて低い金融機関がありますけれども、預貸率については逆に目標を設けるということです。

○竹中國務大臣 まず、地銀を幾つにしようかとかそういう目標はあるのかないのか、これははつきりとございません。我々として、そういう目標

ないしはそういうレフアレンスになるような数字を持っています。これが全くございません。

しかば、組織再編法は何だったのかというお尋ねもございました。これについては、一昨年でござりますが、この場で随分いろいろと御議論をさせていただいたと思いますが、地域の金融機関がしつかりとした財務基盤を持つことによって金融機能を発揮していく、それに当たつて合併といふのは一つの有力な手段になり得る。しかし、これは経営判断次第でございます。先ほども津村委員に対して申し上げたことでありますけれども、これは小さいままにしてしまつたわけではありませんが、預貸率については使用しておりませんが、預貸率については常に

関心を持って私どもデータを収集しております。

○五味政府参考人 今、大臣から御答弁申し上げましたとおり、預貸率そのものを監督の指標としては義務づけるということではなくて、デイスクリージャーして、むしろ借り手や預金者に銀行を選んでいただく基準としてこれを用いたいということでございます。

それから、早期警戒措置のことを言われました。我々がむしろ早期健全化法というのを最初に提示させていただいて、これは丸のみしていただけなかつたわけではありませんが、この考え方が今

大きくして強化して発揮していくというところもございますでしょう。

ただ、そういう経営判断をする場合には、それはさまざまな合併の手続等々、そういうものについての障壁、バリアを取り除こうではありませんか、それがなんか、ひょっとして自己資本比率が合併によって減つてしまつたら、それが障壁、バリアになるかもしれません、それが

もとそこでは変わりないと言うのであれば、預貸率が極めて低い金融機関もあるかもしれませんし、預貸率が少し低くてもリスクが少ないような運用をするとは、その時々の預金の集まりがない、預金の増加が少しうまくいくかもしれません。これで、経営の中で預貸率を高めて何らかの効率性を高めようとする金融機関もあるかもしれません。これで、経営の目標を設けて、それを監督の指針にするなどしておっしゃるよう、預貸率の高さ、低さという観点で、銀行経営を監督する上では一つの表章としても大切な指標でございますとして、注意深く観察をしております。

○五十嵐委員 私どもは、いわゆる金融アセスメント法案、円滑化法を間もなく参議院の方に提出させていただきますけれども、我々の方も、それは義務づけるということではなくて、デイスクリージャーして、むしろ借り手や預金者に銀行を選んでいただく基準としてこれを用いたいということでございます。

それから、早期警戒措置のことを言われました。

た。我々がむしろ早期健全化法というのを最初に提示させていただいて、これは丸のみしていただけなかつたわけではありませんが、この考え方が今基準になつていて、それを金融側も取り入れられたと私どもは思つていますが、この考え方を

もうと進めていくべきだ、そうすれば足利銀行のように突然に死んで、とん死してしまつということは防げたはずでございますので、早期健全化

法、民主党案を採用していただけるよう改めてお願いをいたしたいと思います。

私は、自己資本比率規制以前の問題として早期内閣府制度というものを運用しておりまして、この中で収益性改善措置、それから安定性改善措置といったものがございます。預貸率の高さといい

ては、時々の金利情勢あるいは貸付金に充てている以外の資産をどういうポートフォリオで運用しているかということにもよりますけれども、時々の金利情勢等によりまして収益にかなり大きな影響をもたらしてまいります。

したがつて、収益の基礎的な指標を参考にいたしまして、改善が必要であれば早目にウォーニングを発するということで収益性改善措置といった制度を運用しておりますと同時に、仮に預貸率が

実は、中小企業の金融をめぐって、まだまだ日本  
の保証制度の問題等議論をしたいところがたくさん  
あります。通告をいたしましたが、通告をいた  
ままお待たせをしている方がまだおられますので、  
で。引き続き後の時間をまだたっぷりとついた  
だけるようござりますので、私には三時間ぐら  
い一回お時間いただけないかなと言っているん  
ですが、ぜひお願いをいたしたいと思います。  
そこで、お待たせして大変恐縮でござります、  
佐藤副大臣にお尋ねをいたします。

でも支援決定を行う時点、その時点で対象となる企業、この場合カネボウであります、これが事業再生計画を実施すれば再生可能であって、再生計画の実現可能性が高い、こういう判断をしたときに行うわけであります。これは御理解賜つていただきところだと思います。

なきやいけないものをそそうやつてごまかして数字をつくつた、こう言われているわけです。それがカネボウの問題の根本なんですね。ですから、化粧品事業も実は債務超過だったという説が極めて有力になつてゐる。その結果として、四百七十億円の全体としての債務超過が出てきているんで

のできちんとやつていけるかどうかということでおございまして、カネボウの場合につきましては、このFJの部門で十分精査をいたしましてござ上がりつておるものでございまして、何ら問題はないとの理解しております。

らしい一回お時間いただけないかなと言つているん  
ですが、ぜひお願いをいたしたいと思ひます。  
そこで、お待たせして大変恐縮でございます。  
佐藤副大臣にお尋ねをいたします。  
カネボウの問題ですが、事務方に事前にお話を  
しておいたんですが、三井住友銀行では、いわゆ  
る資産査定の表に出ている決算上の数字とは別  
に、悲觀シナリオ、悲觀リスクというのをお持ち  
でありますて、西川頭取がお認めになつたわけで  
あります、

カネボウは、化粧品部門というのは稼ぎどころ  
でございまして、このカネボウの稼ぎどころの化  
粧品部門の稼ぎを他の部門、赤字部門、繊維とか  
そういう部門を補つてゐる、そういう経営構図に  
なつてはいたわけでございます。その点は前回もお  
話し申し上げたわけでありますて、このカネボウ  
の稼ぎどころの化粧品部門について機構自身が精  
査をいたしまして、精査に精査をいたしまして、  
そしてカネボウ全体を支援するに足りる十分なる

す。ですから、今の話は全くおかしい話で、これをお認めになるのかどうか。そして、このようなことをわかつていて、国が、民間でやれる、民間がやるべき仕事をとったのなら非常に問題だ。それからもう一つ、これは再生事業についてもそうなんですが、今回の法案のスキームについてもそうなんですが、日本は偶発債務が非常に大きくなっているわけですね。信用保証制度などを通じて、今確定していない債務、後でどれぐらい大

ちょっと大きな問題でありますので、私のヤバシティーではなかなか答えられませんが、今回の事件組みに関して偶発債務というのは、まさにその二兆円の保証枠ということになります。これに関しては、予算の中でしっかりと位置づけをしていただいているというふうに思っております。  
○谷垣国務大臣 今の問題について言えば、竹中大臣の御答弁と私も全く同じことをお答えしたいと存じます。

すが、悲観リスクというのは確かにありました、そういうのをつくっています。これによりますと、三井住友銀行は、旧カネボウに、これは確かにちよつと次元が古いんですが、一期半前なんですか、二百十六億七千万円の引当金をカネボウに積んでおりました。要注意先C債権であります。

○五十嵐委員 全然御理解できないんですね。今言つたのは、三井住友銀行の数字をどう評価するかを聞いたんじやなくて、この数字を知つていたのか知つていなかつたのかというのを聞いて、お答えにならなかつたということがまず第一点おか

す。ですから、今の話は全くおかしい話で、これをお認めになるのかどうか。そして、このようないことをわかつていて、国が、民間でやれる、民間がやるべき仕事をとったのなら非常に問題だ。それからもう一つ、これは再生事業についてもそうなんですが、今回の法案のスキームについてもそうなんですが、日本は偶発債務が非常に大きくなつていいわけですね。信用保証制度などを通じて、今確定していい債務 後でどれぐらい大きくなるかわからない偶発債務というのをたくさん持つていいわけです。大臣得意のアメリカの事情でいけば、偶発債務まで発生主義で、ちゃんと計算をして、審議にかけて、きちんと国会の前で明らかにするというようなことをされているわけですね。日本では余りにもこうした偶発債務を尽蔵に垂れ流しでやっている。こういうことを

す。

○佐々木(憲)委員 二兆円の保証枠ということになります。これに関しては、予算の中でしっかりと位置づけをしていただいているというふうに思つております。

○谷垣国務大臣 今問題について言えば、竹中大臣の御答弁と私も全く同じことをお答えしたいと存じます。

○五十嵐委員 議論をまだだしたいところでござりますので、あと時間を使つかりとついていたたすことを要望いたしまして、終わりります。

○田野灘委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的の佐々木憲昭で

今度提案されました法案は、金融機関に公的資本を注入へと行い、也成会社債券の手筋化を進

ところが、この悲観リスクによりますと——こ  
れは、実はこの間、私、発表していません、特定  
の企業だったからですが。三井住友は、お認めに  
のそれから、三井住友の数字がこれだけ乖離があ  
しな話ですねということを指摘させていただきま  
す。

す。ですから、今の話は全くおかしい話で、これを認めることになるのかどうか。そして、このようないがやるべき仕事をとったのなら非常に問題だ。それからもう一つ、これは再生事業についてもそうなんですが、今回の法案のスキームについてもそうなんですが、日本は偶発債務が非常に大きくなっているわけですね。信用保証制度などを通じて、今確定していない債務 後でどれぐらい大きくなるかわからない偶発債務というのをたくさん持っているわけです。大臣得意のアメリカの事情でいけば、偶発債務まで発生主義で、ちゃんと計算をして、審議にかけて、きちんと国会の前で明らかにするというようなことをされているわけですね。日本では余りにもこうした偶発債務を無尽蔵に垂れ流しでやっている。こういうことをやっていれば、どこかで大きな破綻が来てもおかしくないんですよ。

ちよつと大きな問題でありますので、私のキヤバ  
シティーではなかなか答えられませんが、今回の  
枠組みに関して偶発債務というの、まさにその  
二兆円の保証枠ということになります。これに関する  
ことは、予算の中에서도かりと位置づけをしてい  
ただいていいというふうに思つております。  
**○谷垣国務大臣** 今の問題について言えば、竹中  
大臣の御答弁と私も全く同じことをお答えしたい  
と存じます。  
**○五十嵐委員** 議論をまだだしたいところでござ  
りますので、あと時間をしつかりとついていただ  
くことを要望いたしまして、終わります。  
**○田野瀬委員長** 次に、佐々木憲昭君。  
**○佐々木(憲)委員** 日本共産党的佐々木憲昭で  
す。  
今度提案されました法案は、金融機関に公的資  
金で資本注入を行い、地域金融機関の再編成を進  
めるということだと言われているわけですが、公  
的資金の注入につきましては、従来政府がとつて

す。ですから、今の話は全くおかしい話で、これを認めになるのかどうか。そして、このようないことをわかつていて、国が、民間でやれる、民間がやるべき仕事をとったのなら非常に問題だ。それからもう一つ、これは再生事業についてもそうなんですが、今回の法案のスキームについてもそうなんですが、日本は偶発債務が非常に大きくなっているわけですね。信用保証制度などを通じて、今確定していい債務、後でどれぐらい大きくなるかわからない偶発債務というのをたくさん持っているわけです。大臣得意のアメリカの事情でいえば、偶発債務まで発生主義で、ちゃんと計算をして、審議にかけて、きちんと国会の前で明らかにするというようなことをされているわけですね。日本では余りにもこうした偶発債務を無尽蔵に垂れ流しでやっている。こういうことをやつていれば、どこかで大きな破綻が来てもおかしくないんですよ。

そういう観点から、財務大臣に、この偶発債務の管理というのをどうするのか、それから、副大臣には、カネボウの問題は本当に再生機構がやるべき問題なのかということについて、時間があるまぜんから簡単に御意見をいただきたい。竹中大臣も御所見があれば伺いたいと思います。

○佐藤剛副大臣 委員御承知のように、カネボウ

シティーではなかなか答えられませんが、今回の  
枠組みに関して偶発債務ということのは、まさにその  
二兆円の保証枠ということになります。これに関する  
ことは、予算の中でしっかりと位置づけをしてい  
ただいているというふうに思つております。これに関する  
○谷垣国務大臣 今の問題について言えば、竹中  
大臣の御答弁と私も全く同じことをお答えしたい  
と存じます。

○五十嵐委員 議論をまだだしたいところでござ  
いますので、あと時間を使つかりとつていただ  
くことを要望いたしまして、終わりります。

○田野瀬委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭で  
す。

今度提案されました法案は、金融機関に公的資  
金で資本注入を行い、地域金融機関の再編成を進  
めるということだと言われているわけですが、公  
的資金の注入につきましては、従来政府がとつて  
きた見解というのがありますので、まずこれを確  
認したいと思うんです。

これまでの公的資金投入制度では、信用秩序の  
維持に重大なおそれがあること、つまり、システ  
ミックリスクの危険、これがある場合が資本注入  
の前提であるということでありました。

す。ですから、今の話は全くおかしい話で、これがお認めになるのかどうか。そして、このようないいことをわかつていて、国が、民間でやれる、民間がやるべき仕事をとったのなら非常に問題だ。

それからもう一つ、これは再生事業についてもそうなんですが、今回の法案のスキームについてもそうなんですが、日本は偶発債務が非常に大きくなっているわけですね。信用保証制度などを通じて、今確定していない債務、後でどれぐらい大きくなるかわからない偶発債務というのをたくさん持っているわけです。大臣得意のアメリカの事情でいえば、偶発債務まで発生主義で、ちゃんと計算をして、審議にかけて、きちんと国会の前で明らかにするというようなことをされているわけですね。日本では余りにもこうした偶発債務を無尽蔵に垂れ流しでやっている。こういうことをやつていれば、どこかで大きな破綻が来てもおかしくないんですよ。

そういう観点から、財務大臣に、この偶発債務の管理というのをどうするのか、それから、副大臣には、カネボウの問題は本当に再生機構がやるべき問題なのかということについて、時間がありませんから簡単に御意見をいただきたい。竹中大臣も御所見があれば伺いたいと思います。

○佐藤(剛)副大臣 委員御承知のように、カネボウの化粧品部門が他の部門を補つておる。瞬間的にそれが債務超過になつたからといいましても、これが将来事業再生に結びつかない、リンクはしないということは、御承知だと思います。

いわゆる、将来の企業の価値を算定する方法と、いうのは二つあって、バランスシート方式、これが委員が主張されておるもの、それからP/L方法という方式で、将来のキャッシュフローというう

梓組みに関して偶発債務というのではなく、まさにそのシティーではなかなか答えられませんが、今回の二兆円の保証枠ということになります。これに関するところは、予算の中でしっかりと位置づけをしていただいているというふうに思っております。

○谷垣国務大臣 今の問題について言えば、竹中大臣の御答弁と私も全く同じことをお答えしたいと存じます。

○五十嵐委員長 議論をまだしたいところでございますので、あと時間をしっかりとついていただきたいことを要望いたしまして、終わりります。

○田野瀬委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭です。

今度提案されました法案は、金融機関に公的資金で資本注入を行い、地域金融機関の再編成を進めるということだと言われているわけですが、公的資金の注入につきましては、従来政府がとったきた見解というのがありますので、まずこれを確認したいと思うんです。

これまでの公的資金投入制度では、信用秩序の維持に重大なおそれがあること、つまり、システムリスクの危険、これがある場合が資本注入の前提であるということでありました。

例えれば、二〇〇〇年の改正で、預金保険法が改正されました。そこに盛り込まれました金融危機対応措置についても同様の考え方があげて提唱されていましたが、そのときに、何を基準に公的資金を投入するのか、こういうふうに聞いたわけではありません。これに対する、当時の宮沢大蔵大臣はこうい

うふうに答弁をしました。「非常な危機があるときに、クライシスマネジメントをしなければならない」、「ほんと通常考へ得るような事態ではない、しかしそのそれが高い」というような場合だというふうにお答えになつたわけです。

私は、そのおそれというのは一体どの程度のものなのか、こう聞きました。これに対しまして宮沢大臣は、「今おっしゃったような声音の怪しいな程度では」なく「本当に怪しいなど。もう少しこう、本当にその危険があるということじやないでしようか。」というふうに答えられたわけです。つまり、システムリスクの危険があるということ以外には使わないのだという答弁だったわけです。これは事実だと思いますが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、山本(明)委員長代理着席〕

○竹中國務大臣 佐々木委員御指摘の答弁は、二〇〇〇年、平成十二年の預金保険法改正に当たつての国会の質疑だったというふうに思います。このときのやりとりといいますのは、金融危機に対応するための恒久的な措置としての預金保険法の第二条措置を整備しようとすると、そのような恒久的な公的資金制度としては金融危機対応措置に限られる、そのような前提の中でのやりとりであつたのだろうというふうに承知をしておりります。

今のお尋ねの点に関しては、今申し上げたとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 こういうやりとりがあつたということをお認めになつたわけあります。つまり、システムリスクの危険があるという状況、そういうおそれがあるということ以外には使わないんだ、公的資金の投入はしないんだというのが原則だつたわけですね。

ところが、今度提案されている法案では、これとは百八十度違うものになつておりますので、法案では、資本注入の対象として、個別行がリストラなどの組織再編成を行う場合、営業の一部譲渡の場合、主要行と地域金融機関の合併の場合、それ

から、同一業態内の合併や営業の全部譲渡の場合、こういうものを対象としているわけですね。それから、要件としては、破綻金融機関や債務超過でないといふことと比べますと、これは反対の、今まで否定されたことを今度は実行する、つまり、これらの金融機関を除いた金融機関、つまり、破綻金融機関ではない、債務超過ではない、いわば、こういうものを除いた、健全行を含むすべての金融機関が対象となる、そういうことになつていますね。確認を。

○増井政府参考人 お答えいたします。

○佐々木(憲)委員 ということは、この法案の資本注入には信用秩序維持等の事項は一切ないわけではありません。金融機関の体力強化のための公的資金の投入というのが目的である。つまり、これまで政府が原則と言つていていた考え方、原則にしておりました。この法律は、金融機関に対応するための恒久的な公的資金制度としては金融危機対応措置に限られる、そのような性格のものだということはお認めになりますね。

〔山本(明)委員長代理退席、委員長着席〕

○増井政府参考人 お答えいたします。

今のお質問でございますが、この法律の第一条に、「この法律は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」ということをございまして、そういう意味で、信用秩序の維持というのは目的ということになつております。

○佐々木(憲)委員 信用秩序の維持というのは、最終的に言葉でつけ足しているだけの話であります。

したがつて、もちろんそういうものは時限的な法律ということになりますが、今回の法律も、そうした意味では、日々の政策要請に応じて必要な時限的な措置という位置づけになるわけでござい

ます。こうしたことありますから、今まで政府が私どもに答弁をしていた、システムリスクの危険のおそれがある、そういう場合以外には使わないと言つてきたことと比べますと、これは反対の、今まで否定されたことを今度は実行する、そういう内容になつているんですねと言つてはいるわけですよ。

○竹中國務大臣 そういうことではございません。

先ほど佐々木委員が御指摘になつた宮沢国務大臣の平成十二年の答弁等々ございますけれども、その佐々木委員の御質問そのものが、百二条が厳格になつているかどうか、そういうことで聞いておられます、百二条についての御質問でございます。

この答弁、宮沢大臣の答弁は、平成十二年の預金保険法の改正によって、金融危機に対応するための恒久的な措置としての百二条を整備する際に、恒久的な公的資金制度としては金融危機対応措置に限られる、そのような旨の答弁をしておられます。それは、佐々木委員御自身が預金保険法百二条についてというその中の御質問に対し、宮沢大臣がそのようにお答えになつたものと承知をしております。これは、繰り返しますが、恒久的な公的資金制度としては、金融危機対応措置に限られるということでござります。

しかし、一方で、政府というのはその時々の金融経済情勢に応じて必要な措置を適時適切に講じていくこと、これは重要な政策でござります。現実問題として、一昨年、この場で御審議をして成立をしていただきました例の組織再編の特措法そのものは、まさにこのような適時適切な時々の金融情勢に応じて必要な施策ということで御承認をいたいたわけでございます。

要するに、費用は金融機関の自己負担で賄うというのが原則ですよ、こういう答弁であります。

○竹中國務大臣 今、佐々木委員がお読みくださいました当時の小渕総理の答弁でござりますけれども、これは、金融危機への対応に係る政府の財政措置に対するお尋ねでございます、金融危機への対応に係る政府の財政措置。まさに預金保険法の条文そのものを総理は答弁しておられますし、その部分を今佐々木委員は御引用なさつたということだと思います。

○佐々木(憲)委員 そうではないですね。つまり、公的資金を投入するというのは極めて限定的なものであるというのが政府の見解だったわけですから、それは、信用秩序全体を危機に陥れるような状況というものをつくつてはならない、政府の説明ではですよ、そういう限定したものにしか使えないと言つてきましたことと比べますと、これは反対の、今まで否定されたことを今度は実行する、そういう内容になつているんですねと言つてはいるわけですよ。

○佐々木(憲)委員 ところが、今回開催されたのは、絶対にそういうものに使わんんですねよと言つて、やつてはならない、こう言つていたものをやるわけですから、これは今までの政府の答弁とは全く違う、そういうことをやろうとしているということだと思つてください。

○佐々木(憲)委員 では、次にお聞きをしますが、その資金の注入を一体だれが負担するかという問題であります。

二〇〇〇年の三月二十三日の衆議院本会議の、当時の小渕総理大臣の答弁を振り返つてみますと、こういうふうにおっしゃつていたわけです。

例外的措置の発動に係る費用は金融機関の負担金で賄つことが原則であり、財政措置を講ずるのは、あくまでも「負担金のみで危機対応措置に係る費用を賄つとしたならば、金融機関の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認められるとき」に限つているところあります。

要するに、費用は金融機関の自己負担で賄うというのが原則ですよ、こういう答弁であります。

○竹中國務大臣 これは事実ですよ。

すなわち、ペイオフコストを超える特別資金の援助等、危機的な事態が想定される場合にとるべき例外的な措置である預金保険法百二条措置における負担のあり方としましては、セーフティネットの参加者たる金融機関が負担することを原則として、恒久的な措置であることから、そのときの状況によって政府の補助が可能になつてゐる、そういう趣旨のことを当時の小渕総理は述べておられるわけでございます。

他方で、今回の新たな公的資金制度は、金融機能の強化を目的にして、経営改革を行つて、地域の金融の円滑化等、健全な金融機能を發揮し得る金融機関を対象として、时限的に国が資本参加をするという制度でございます。したがつて、この制度の趣旨、目的に照らして、恒久的な金融危機対応措置における負担のあり方と異なるところは、これは当然否定されないわけでございます。

○佐々木(憲)委員 恒久的か时限的かで、公的資

金の投入が国民負担なのか銀行負担なのかが変わつてくるなんというの、これは極めておかしな話でありまして、当時のこの答弁の基本は、要するに、銀行に対して公的資金を入れるという場合は、それは、基本は金融機関の負担金で賄うといふのが原則である、一時的に政府が財政資金を入れても、最終的には金融機関の負担といふのが原則である、こういうことを言つてゐるわけであります。

それから、もう一つ確認しておきたいのは、現行の預金保険法の金融危機対応措置というのは、損失処理のために金融機関から負担金を徴収するということは明文化されていますね。

○増井政府参考人 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 今度出された政府のこの案はどうなつてゐるかということなんです、損失負担をどうするのかということ。

この点については、金融審議会のワーキンググループの検討過程で、報道によりますと、こうい

う状況によつて政府の補助が可能になつてゐる、そういう趣旨のことを当時の小渕総理は述べておられるわけでございます。

他方で、今回の新たな公的資金制度は、金融機機能の強化を目的にして、経営改革を行つて、地域の金融の円滑化等、健全な金融機能を發揮し得る金融機関を対象として、时限的に国が資本参加をするという制度でございます。したがつて、この制度の趣旨、目的に照らして、恒久的な金融危機対応措置における負担のあり方と異なるところは、これは当然否定されないわけでございます。

書がります。これは去年の七月二十八日でけれども。この報告書を見ますと、預金保険料を徵収して穴埋めする、つまり、金融機関の負担で最

終的な損失補てんをするんだという考え方方は

後景に退きましたが、つまり、銀行負担の考え方もありますよ。

すよ、それから国民負担という考え方もありますよ。

と。いつの間にか両論併記になつたわけであります。

その上で、出てきたこの法案を見ますとどう

なつてゐるか。この法案が二〇〇七年度末以降に

役割を終えて勘定を廃止するという場合、勘定に

欠損金が生じた場合の処理、これはどのように行

うということになつていてますか。

○増井政府参考人 新たな公的資金制度でござい

ますけれども、金融機能の強化を目的に、経営改

革を行つて、地域における金融の円滑化等、健全

な機能を発揮し得る金融機関に対して国が資本参

加をするということであります。つまり金融危機対応

措置である預金保険法百二条とは異なる目的を有

しています。しかも、先ほど来大臣からも御答弁い

たしていまますように、时限的な特例措置であると

いたことがますございます。

それから、金融機能の強化を図るために、将来

性を展望し得る金融機関に限つて国が資本参加を

するというものでございますので、必ずしも、損失

失が発生するという前提、そういうことには限ら

ないといふものであるといつたこともございま

す。こういった観点から、新たに設けます金融機

能強化勘定におきましては、あらかじめ損失の負

担について規定を設けることはしないといふこと

您的の意見を伺つたところです。

○佐々木(憲)委員 要するに、国民負担にします

よと、最終的にその勘定を閉じたときに損失が

あった場合には銀行負担ではなくて国民負担にし

ました、こういうことじゃないですか。

○佐々木(憲)委員 要するに、国民負担だとい

うことは、さまざまなかつて、そういう勘定の場

合には行われていたわけです。ところが、今回、

国民負担だということを決めてしまつた。何で國

民負担にしなきやならぬのですか。おかしいじや

平成十六年四月十三日

ないですか。この理由は何ですか。銀行業界がこれに対して、不満である、自分たちの業界負担はやめてくれ、国民負担してくれと言つたからじゃないんですか。

○増井政府参考人 ペイオフコストを超える特別資金援助等、危機的な事態が想定される場合にとるべき例外的な措置である百一条の負担のあり方については、今のような、先ほど先生から御指摘のあつた形になつておるわけでございます。

これは、預金者等を保護するための恒久的なセーフティーネットにおける負担のあり方として、セーフティーネットの参加者だから金融機関が負担することが適當であるということであるところから、これを原則とする。ただし、恒久的な措置であるから、その時々の状況によって、金融機関の負担金のみで損失を賄うということになりますと、金融機関の財務の状況を著しく悪化させて、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある可能性を踏まえまして、政府の補助が可能となつているというのが今の制度でございます。

一方で、この新たな……（佐々木（憲）委員「質問に答へなさいよ、質問に」と呼ぶ）はい。新たな制度でござりますけれども……（佐々木（憲）委員「そういうことはさつき聞いたから、質問に答えて。銀行の要望にこたえたんでしょうと聞いているんだよ」と呼ぶ）はい。はい。

したがいまして、先ほども申し上げましたように、新たな制度につきましては、従来の早期健全化法の早期健全化勘定あるいは組織再編特措法の金融機関等の経営基盤強化勘定と同様に、あらかじめ損失の負担については規定を設けることはしないといふことでございます。

したがいまして、銀行から何かそういった圧力があつたとか、そういうことではございません。○佐々木（憲）委員 今の答弁は、さつきからの仕組みの説明だけやつているだけで、私が聞いたことに答えていないんです。最後の一秒钟だけです。

よ。その一秒をさつと答へばいいのに、質問時間がなくなるじゃないか。長々長々と二回も三回も同じことばかり繰り返して。とんでもないよ。そんな答弁の仕方は、端的に答へなさいよ。

私は、さきの参考人質疑のときに、全銀協の会長の三木さんにお聞きしたわけです。今二つの案が出されるような状況がある、国民負担と銀行負担と。このときには、三木会長は、銀行に負担を求めるような法案が出たら反対だと言つていたという報道がありましたから聞いたわけですが、私は、そうしましたら、三木会長は、こう答へたわけですね、「日本全体の金融機関が弱体化されると、銀行負担になるような法案なら反対だ、しかし、国民負担ならそれはいいと」。

結局、この中身を見ますと、両論併記で出されたこの報告書と、法案を見ると、両論併記のうちの一方だけとった。つまり、銀行負担はしないで

國民負担にしますよ、そういう結論を選んだというのです。つまり、銀行の圧力を屈したんだですよ。やつて、ることは、結局、そういう形で国民負担をふやすという選択をした。

では、今二兆円という枠組み、これを用意しているといいますけれども、二兆円で済むんですね。自民党の与謝野馨金融調査会長は、日経新聞によると、銀行の圧力を屈したんだよとあります。銀行の要望にこたえたんでしょうと聞いていたんだよ」と呼ぶ）はい。はい。

したがいまして、先ほども申し上げましたように、新たな制度につきましては、従来の早期健全化法の早期健全化勘定あるいは組織再編特措法の金融機関等の経営基盤強化勘定と同様に、あらかじめ損失の負担については規定を設けることはしないといふことでございます。

したがいまして、銀行から何かそういった圧力があつたとか、そういうことではございません。○佐々木（憲）委員 今の答弁は、さつきからの仕組みの説明だけやつているだけで、私が聞いたことに答えていないんです。最後の一秒钟だけです。

そういう考え方なんでしょうか、大臣。

○竹中國務大臣 まず、先ほど、銀行の要望にこたえて資金の負担を決めたのか。これは断じてそんなどことはございません。我々は監督検査の当局でございます。銀行の要望だけ聞いていたら、なぜ、何が整合的かという観点から、我々は、行政の責任において判断をしたわけございます。

重要な点は、繰り返すとまた怒られるかもしれないが、これは、いわゆる危機対応ではないとませんが、これは、将来有望な機関に対して政府がお金を出すわけですから、現時点でこれは損失が発生するわけではない、むしろ、我々は、しっかりとフォローアップをして、しっかりと利益も出してもらえるような、そういう制度としての運用をするつもりでおります。この考え方には、早期健全化勘定でありますとか金融機関等の経営基盤強化勘定と同じでござります。

それと、今お尋ねのその枠、これは与謝野先生、増原先生の御意見を引用なさいましたけれども、我々としては、新たな公的資金制度は申請に基づいて資本参加を行うものでありますから、今後、具体的にどの程度の資本参加が行われるか、これは予測は大変難しいということをまず御理解いただきたいと思います。

こうした中で、新たな公的資金制度の政府保証枠につきましては、これは、例の組織再編特措法における積算の勘定を援用する形で機械的に計算を行つたものでございます。相當程度の合併が一年間に集中的に生じたとしてもなお対応が可能なような水準としております。

いずれにしましても、新たな公的資金制度の趣旨とか目的とかを踏まえまして、この十六年度の財務金融部会長代理の増原義剛さんは、こう答えているわけです、「規模については、おそらく毎年度二兆円枠を作っていくことになるのではない」。こう言つておるわけです。あるいは、日経金融新聞十二月二十二日によりますと、自民党の財務金融部会長代理の増原義剛さんは、こう答えておるわけですが、「規模については、おそらく毎年二兆円枠を作つていくことになるのではない」。これは、「二兆円といつても、足りなければ補正を組んでどんどんふやしていく、二兆円上限じゃないんですね。

ないと言いますが、結果的にこういう法案を出したということは、銀行の意向を酌んで出してしまったということは、銀行の意向を酌んで出してしまったことばを得ない。それなら銀行負担にすべきなんですか。それを出してこなかつたことという

のは、銀行の要望に応じた。結果的にそうなつて行負担にするという法案を出してくればいいじゃありませんか。それを出してこなかつたことというの、銀行の要望に応じた。結果的にそうなつてあるわけですから、国民負担にせずに銀行負担にするという法を出してください。私は、危機対応ではないから国民負担なんだと、危機対応ではないと、危機対応のとくに、原則は業界、銀行負担だと言つてたそのこと。それと、これは、将来有望な機関に対する政府がお金を入れる、それを国民負担にするんだと。これはますます悪質ですよ。

我々は、危機の、ああいう状況のときも、銀行が当然業界として相互に負担をし合うという仕組みにすべきだという主張をしてまいりました。国民負担にするのは大体筋が通らない。銀行が、自分の経営がうまくいかない、経営危機で税金を投入する、何で銀行の経営に責任のない国民が負担をしなきやならぬのか。これは責任のある銀行が負担するのが当たり前じゃないですか。

今は銀行の危機というのは遠のいた、しかし再編が必要だ、そこにお金を投入する、これは全部国民負担です。ますます悪質だということを指摘しまして、質問を終わります。

○田野瀬委員長 次回は、明十四日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十六分散会



平成十六年四月二十六日印刷

平成十六年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C